

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和5年6月30日（金曜日）		
開 会	午前10時1分	閉 会	午後2時32分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 玉木 裕一 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	伊藤 幾子		
事務局職員	局次長 植田 光一 局長補佐 毛利 元		
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課課長 橋本 涉 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課鳥取中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 栢谷 承文 生活福祉課課長補佐 田中 直美		
	<p>【健康子ども部】</p> 健康子ども部長 橋本 浩之 子ども家庭局長兼子ども未来課長 小野澤裕子 子ども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 子ども家庭相談センター所長 森田 誠一 子ども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課新型コロナウイルス対策推進室長 稲田すなお 健康・子育て推進課長 西尾 靖子 健康・子育て推進課健診推進室長 小森 里美 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 生活安全課長 森原 秀雄 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時1分 開会

【福祉部】

◆星見健蔵委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、福祉部の議案審査、続いて健康こども部の議案審査、請願審査という流れとしておりますのでよろしくお願いいたします。それでは福祉部の議案審査に入ります前に、蔵増部長より御挨拶をいただきたいと思っております。蔵増部長。

○蔵増祐子福祉部長 はい。福祉部の蔵増です。本日の案件は6月22日に説明をさせていただきました一般会計補正予算の福祉部に関する部分と、専決処分の報告及び承認の福祉部に関する部分についてでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）について質疑・討論・採決

◆星見健蔵委員長 それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。それでは議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。おはようございます。坂根です。事業別概要書の24ページ下段、日常生活用具給付事業費について質問させていただきます。事業の内容に、障がいのある人の日常生活用具の給付について、人工呼吸器用の自家発電機及びバッテリーの給付対象者を医療的ケア児のみから人工呼吸器を装着している全ての障がい児・者へ拡大すると書かれておまして、今年度5名相当分というふうになっております。全体で、じゃあ、何人いらっしゃるのか。そして今回5名分であった場合には全員に行き渡るようにするスケジュール等があるのか、その2点お願いいたします。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。まず、対象者の数についてお尋ねでした。今回対象として想定をしておりますのは、身体障害者手帳のうちの呼吸器機能障害をお持ちの方から算出しております。具体的には3級以上の方が人工呼吸器を主に使用されてる方が多いかなというところで、その人数につきましては54人いらっしゃいました。それで、医療的ケア児について昨年度からやっておりますけども、これもあまり申請が多く出ておりませんで、これは、当初の分は保健医療、保険診療、保険給付の対象であったり、あとは常時必要なものなので既にお持ちであったりということで、あまり急に申請が増えたりというような状況にはございませんでした。こういった経過を踏まえまして、54人のうちの1割程度を取りあえずここでは上げさせていただいたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、市報にも掲載をして周知を図りたいと思っておりますが、何らかのサービスを受けていらっしゃる方は相談支援専門員がついておりますので、そういったところから周知を図るようにしていきたいと考えております。以上です。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の日常生活用具給付事業費に関わってです。今回は5人分が予算化されたということなんですが、人工呼吸器のバッテリーっていったら生命維持に必要なもので、今回加わったの、よかったなというふうに思っております。それで、このように日常生活用具、身体障がい者の方が日常生活を送っていく上で必要なこの日常生活用具というのは、自治体の判断で対象用具を広げていけることができるものだという理解でよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。委員さんの御指摘のとおりで、基本的には自治体による判断、裁量によって広げたりということは可能なものにはなっているんですけども、全体的な枠組みとしては、国のほうが告示でありますとか、そういったところで要件でありますとか、用途について指定しております、例えば要件として障がい者の日常生活上の困難を改善し自立を支援するとか、社会参加を促進するとか、そういった要件もございます。また、用途についても様々ございまして、今回でありますと、国の告示の中の用途で在宅療養等支援用具というような記載もございまして、これに該当するという判断で、この考え方の中で、市の裁量で対象品目を追加したというところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。いろんな用具があって、社会参加やそれから日常生活、便宜を図っていくためってということで、ぜひ引き続き必要なものを広げていただくように検討していただきたいと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 すみません。説明のときに佐治町の2日間孤立ということで、豪雪による倒木で電灯線が断線して停電になったと。それで現状、佐治町でそういうことがあったんですか、この呼吸器を使えなくなったというような方があったわけですか。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。佐治町でのことをきっかけに今回上げさせていただいたという説明を前回させていただきまして、実際に佐治町のときでは、今年の1月27、28でしたか、30時間の停電というようなことがありました。また、倒木によって幹線道路が寸断されたりということがあって、その中で人工呼吸器を使用されている方もいらっしゃったということですが、この方については別の区域の親族のところに避難されて大丈夫だったんですけど、停電が復旧してからまた家のほうに戻られて、また停電したら不安だなというようなことから支所のほうにお話があって、支所のほうの消防用の発電機をお貸ししたりというような経緯があったということで支所から伺っております。それでこのときは特に大事には至らなかったんですが、このようなことは今後も起こり得る、また台風の季節等もありますので、年度替わりというのを待たずに、このたび補正で上げさせていただいたところですよ。以上です。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。関連してですけれども、その佐治の停電があったっていうこ

ともありまして、それで停電がいつ終わるか分からないという状況の中で、このバッテリーの稼働時間はどれくらいあるのかなと思ひましてです。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。バッテリーの稼働時間ということで、大きさなどによっても様々かと思ひますが、長いものは8時間あったり、短いものはその半分ぐらいだったりということがあろうかと思ひます。また、自家発電機というのは、そのバッテリーを充電したりというようなことで主に使用を考えているところですが、これについては燃料を入れたらある程度その燃料の間は動いたりというようなこともあると思ひますし、最近ではカセットボンベを入れて動くような発電機もあるようで、屋内用にですね。それは、あまり時間は長くはもたないのですが、そういった充電のための発電機というようなことも今回は対象としているところではあります。以上です。

◆谷口明子委員 はい。分かりました。じゃあ、もしバッテリーがなくなっても。

◆星見健蔵委員長 谷口さん、谷口さん、私を無視しないように。

◆谷口明子委員 はい。すみません。失礼しました。慣れてないもので。はい。

◆星見健蔵委員長 はい、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。どうも大変失礼しました。はい。では、そのバッテリーがなくなっても、充電器で充電、燃料があれば何回でも充電できるっていうことで理解したらよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。そのような形だと思ひます。また、予備のバッテリーも基本的にはお持ちなのだろうと思ひますけども、今お持ちでない方も今は多分使用されていて、その予備を給付したりということもそれは考えておりますので、併せて今お持ちの分と利用していただければというところではあります。

◆星見健蔵委員長 はい、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。低所得者への光熱費助成です。この福祉部で2件、特別障害者の手当等の受給世帯と、これは24ページ上段と、26ページに、これは生活保護受給世帯への支援ということで、補助ということで、1世帯当たり1万7,000円ということで、両方。これ併せてちょっと質問しますが、前回これ当初予算で上がっておりました、この件は。3か月以上たったということで、4、5、6、これが上がっておりますけど、この具体的に一般財源が特別障害者ではかなり60万、70万近く増えて、生活保護では、これ500万ぐらい上がるとなってしまうのかね。これは内容について、コロナのほうの交付金のほうが底をだんだんついて分配されたのか、額を抑えたりして。その内訳の考え方をちょっと、その辺の、財源の、お尋ねします。

◆星見健蔵委員長 柘谷課長。

○柘谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課柘谷です。私のほうは26ページ上段のほうですね、生活保護受給者向けの光熱費助成。こちらにつきましては、当初予算でもまた4月～6月分と

ということで1万7,000円の予算をお認めいただいたところですけども、議員さんおっしゃられるとおり、助成費部分の2分の1につきましては県の補助が活用できるということですが、その補助裏ですね、いわゆる、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらの配分が確かに当初予算より大分減っているということもありまして、こちらは少し、委員さん言われるように、配分できる残りのお金が少し少なくなってきたというような実情に基づいての財源の振り分けということでお考えいただけたらと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 両方に同じようなことだと思いますんで、はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。また関連してですけれども、この24ページの上の段の、今、質問された項目と、あと、もう1つの26ページの上段の項目と、あと、これ健康こども部のほうにもあるんですが、1世帯当たり1万7,000円と皆なっているんですが、その根拠を教えてください。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。1万7,000円の根拠ということで御質問いただきました。これにつきましては当初予算のほうで同じく1万7,000円という金額で上げさせていただいておりますが、令和5年4月と令和3年4月。令和5年4月につきましては中国電力の新料金単価での料金シミュレーションというものを使用して、1世帯の使用電力の月当たりの金額、これの差額を算出しまして、その差額が大体5,500円弱ということになりました。これの3か月分ということで、切り上げての1万7,000円ということでの根拠となっておりますが、こちらにつきましてはあくまでも鳥取県さんのほうが市町村に対してこの1万7,000円を上限として補助しますよ、半額を補助しますよということを提示いただいたものになりますので、県の算出根拠を使用させていただいてるということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 25ページ下段の障害児通所給付等事業費についてお尋ねをいたします。最近のニュースを見ますと、このこども安心・安全対策の普及が進んでいないというニュースが流れておりました。それで、その理由として、障がい児の通所については本当に小規模で、車の指導員さんが確認ができるので、なかなかこの利用が進んでいないというような旨のニュースが流れておりましたが、実際、鳥取市が今回2か所、これ希望があったところというような説明だったと思いますが、全体的にそういう小規模のところでもつける必要があるという考えで全体的に普及を考えていらっしゃるのか、もう1つは、これ国の事業なので、国の事業が、じゃあ、いつまで継続されるというようなことがあるのか含めてお尋ねをしたいと思います。2点です。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。25ページ下段のこどもの安

心・安全対策事業費です。現在上げさせていただいているのは2事業所分というところで、委員さんおっしゃるとおり、鳥取市内のこの児童発達支援の事業所が対象になるんですけども、いずれもほとんどが、定員が10人になっています。それで、言われるように、顔と顔の見える関係を築くというようなところを重視していらっしゃるところは、特にこのような設備など必要ないというふうにお考えのところも多いのではないかと思います。

ただ、2月の補正予算で上げさせていただいた送迎バスの安全対策などがこういった小規模の事業所でも義務化されるので、基本的につけていただく形にはなりますが、この今回の登降園管理システムについては、この登降園の管理だけでなく、いろんな保護者への連絡であったり、そういったとこに活用したいというような意味合いから導入を進めたいということで2事業所のほうがこのたびあったというところで、これを全体に広げようというところまでの考えは今、私どもは持っておりませんで、希望のあったところということで考えております。

また、この事業が今後どういうふうになっていくかということをございます、現在のところちょっと見通しが分からないところをございまして、もし来年度も継続、国のほうがされるようでしたら、また、事業所のほうにもお声がけをして、希望があればまた予算計上させていただいたりということに対応していきたいと考えております。以上です。

◆**坂根政代委員** はい。ありがとうございました。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、谷口委員。

◆**谷口明子委員** はい。谷口です。25 ページの上段の障害福祉事業所物価高騰対策応援金の中の事業の内容の①、②、③、①が地域活動支援センター2か所で、②が相談支援事業所7か所、③が地域生活支援事業登録事業所35か所と書いてありますけれども、この金額の内訳を教えてください。

◆**星見健蔵委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。金額の内訳というお尋ねでございました。基本的に金額の設定の考え方としましては、県が指定事業所を対象に応援金を同じように交付するようしておりますので、そういった事業所別ごとの基準額を参考に、また、その事業所の事業内容とか規模、また、県のほうと重複している場合はその重複の度合いとかいうようなことを考慮して設定しようと考えております。具体的な金額としましては、地域活動支援センターについては、これは利用の仕方等が就労継続支援のB型などに近いかなということで、県のそういったことを準じた金額として1施設、定額5万5,000円と、あと定員1人当たり5,000円ということで計算しております。2事業所ということで定員30人の事業所と15人の事業所とございますが、それぞれそういった計算でお出ししようということで、これについては県のほうとの重複はない事業所になっています。

また、相談支援事業所でございますが、これは、金額は定額で2万5,000円というふうにございます。それで、これは県のほうが計画相談支援事業所を対象に7万円の給付を予定しているというところで合わせて10万弱というようなことにはなるんですけども、そういったところとの兼ね合いでありますとか、県のほうの単価を参考にそのような金額にさせていただいております。また、その他の地域生活支援事業所でございますが、これらの地域生活支援事業所

も県のほうの指定を受けていることをまず登録の条件にしているということで、必ずその県の対象とも重複するというような状況にございまして、これらについては県の訪問系の小規模な事業所ですね、そういったものを参考に、これも単価は2万5,000円ということで計算しております。それら合計してこのたびの予算の要求額とさせていただきます。以上です。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。こどもの安心・安全事業費、先ほどの障がい児の登校管理システムですね、保育所じゃあ、もう入っているということを知っていました。それで、このアプリも段々更新されていまして、食事の内容であったり、健康状態であったり、そういうことが保護者とやり取りできるようなアプリに進化、変わってきているということにして、この2か所というのがどういう根拠で2か所なのか、私、全施設に普及すべきだと思っているんですが、そこら辺の見解をお聞かせいただきたいと。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。このたびも全部の事業所にこういった事業あるけど、いかがですかというところで御案内はしたんですけども、今回送迎バスの安全装置などとは違って、事業所の負担もあつたりというような事業になっていまして、そういったところと先ほどのお話と重複するんですが、顔と顔の見える関係を重視したいというようなところも事業所の考え方であるところもあろうかなと思いますが、今のところは事業所の希望を尊重して、特にこういったものがありますということは、案内はしても、それをつけてくださいというふうなことを特に強く勧めたりというところまでは考えておりません。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 保護者とのやり取りをするようなこともできるとおっしゃったですね。やっぱりそういうことがあれば、安心・安全がもっと高まるんじゃないかと、保護者の方の。そういうことを思えばね、積極的に推進してほしいなと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 事業別概要の22ページの上段で地域医療介護総合確保事業補助金ということで平成26年6月に設立された、保護法ですか、推進法ですか、それに基づいて各基金設置しということで、この介護施設等の創設、その条件に伴う広域施設の大規模修繕・耐震化整備事業というのは、この事業内容はあれですかね、鹿野だかと言われましたけど、これ、どの内容、どの程度、耐震はできているし、平成26年、56年3月以前だったらあれでしょうけど、外壁を塗ったりするのか、空調設備だか、その内訳というのは分かりますかね、その内容は、1億1,280万の事業内容、はい。

◆星見健蔵委員長 橋本次長

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 長寿社会課橋本です。お尋ねの対象事業所が鹿野にあります老人保健施設のル・サンテリオン鹿野になります。改修の内容ということでございます。このた

びの広域型施設大規模修繕等の内容ですけれども、基本的にはトイレやお風呂の移設・増設が水回りの関係の修繕がたくさんあるというところがございます。それに伴いまして建築の間仕切りであるだとか、関連して内装や電気設備の変更等を予定しておられるというふうに聞いております。はい。補助額につきましては助成の単価が決まっております、それ掛ける施設の定員数ということで上限が1億1,280万円と今回の補正要求額というふうになります。財源は県の補助金10分の10ということになっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。事業別概要の26ページの下段ですけれども、生活保護事務費のところですが、事業の目的及び効果というところで、5年に一度の生活保護基準の見直しに伴いとありますが、この見直しの内容をお尋ねします。

◆星見健蔵委員長 枘谷課長。

○枘谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枘谷です。まず、見直しの概要ですが、計算の方法等々が少し変わりました、これまでは基準額2種類、基準額1、基準額2というものがございまして、その2つの基準額から算定して額の高いほうを採用するという方式であったものが1つの基準額に算定する方式に改められるということと、もう1点は、時限的な措置になりますが、世帯員1人当たり月額1,000円の特例加算が創設されるということがございます。そのほか、その基準額1、基準額2につきましてはそれぞれ世帯人数、世帯人員、あと、世帯年齢別にそれぞれ異なっておりますが、それぞれその基準額が改定になっております。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。分かりました。そして、この中の中国残留邦人等とありますけれども、何人いらっしゃるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 枘谷課長。

○枘谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枘谷です。中国残留邦人の支援につきましては、少し法律が異なっておるところがございまして、いわゆる中国残留邦人の方、それとその配偶者の方に支援給付というものをお出しする制度がございまして、これ生活保護制度の生活費の支援ですとか、住宅費の支援、医療介護サービスの支援、こういったものは生活保護制度を踏襲しておりますが、一部優遇されている部分がございます。それで、現在鳥取市の対象者につきましては、一番多い時期では6世帯7名の方がこの対象にはなっておりましたが、亡くなられたり、他管内へ転出ということもございまして、現在では1世帯1名の方がこの制度の対象になっているというところがございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 同じく関連質問です。先ほどの生活保護事務費についてです。先般の説明のときに9月にも変更があり得るようなそんな説明があったと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 枘谷課長。

○枘谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枘谷です。今回のシステム更新の予算の要求につきましては10月の基準改定に伴うシステム改修になりますが、この5月末に国から通知がございまして、被保護者調査に関する調査項目が追加されるというような内容でして、申請件数ですとか、保護の廃止の理由の区分の追加、また、医療扶助の関係、そういった統計の区分が追加をされるというような通知がございましたので、これに対応する予算につきましては現在精査中ではございますが、また9月補正で少し提案をお願いしたいと考えているところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それではないようでございます。以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第87号専決処分事項の報告及び承認について質疑・討論・採決

◆星見健蔵委員長 それでは引き続きまして議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。昨年12月に福祉の事業に使うってほしいということで市民から寄附があって、ふれあいのまちづくり事業費に100万円財源更正で入っております。ちょっと説明もあったかと思うんですが、この何で、12月に寄附をもらったのにどうして年度内に使えなかったのかというところをお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。22日のときにもちょっと説明をさせていただきました。12月の末に寄附の申出がございました。それで、その内容につきましては、例えば高齢者の事業にとりか、障がい者の事業にとりかというようなことは特定はされずに福祉で使ってほしいという申出でございました。寄附を実際受けまして、じゃあ、何に使わせていただこうかということで、何か新たな事業をつくってそこに使うとか、あるいは今、既存の事業に充当させていただくとか、そういうことを検討してまいったんですけども、なかなか結論に至らなくて、歳入だけを2月補正で計上するのでは歳出が伴わなくなりますので、使い道が確定してからということで2月では計上を見送らせていただいて専決処分に至ったということでございます。ふれあいのまちづくり事業を最終的には選択はしたんですけども、いわゆる補助

金との特定財源の当たらない事業で、何かの分野にこだわっていないというか、福祉全般でということで、さらに事業費が100万以上になるものということで最終的にはこのふれあいのまちづくり事業のほうに充当をさせていただくということで専決処分のほうをさせていただいたということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。寄附をいただいたので、プラスして事業活動に生かしてもらおうということ普通思ったんです。それで、今回、過ぎちゃっていますから財源更正でということになったんだと思うんですけど、市民の気持ちを有意義に生かしていただきたいというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案を承認される方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は承認すべきものと決定されました。そのほか何か委員の皆様からございますか。よろしいですか。それではこれで福祉部を終了します。どうもありがとうございました。

【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。議案審査に入ります前に橋本健康こども部長より御挨拶いただきたいと思います。

○橋本浩之健康こども部長 おはようございます。健康こども部の橋本でございます。そうしましたら前回の委員会で御説明を申し上げました議案2件についての御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）について質疑・討論・採決

◆星見健蔵委員長 それでは議案審査に入ります。説明につきましては前回の委員会で既にいただいております。それでは議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 事業概要書の28ページ上段について質問をさせていただきます。この事業自身は単価等の値上がりの関係で給食費等に助成をすると、こういう説明であったと思えます。それで、私立の保育園と、こういうことでしたが、公立の保育園の関係はどうなるのでしょうか。教えてください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。公立保育園の関係は、物価上昇して食材費等も上昇しておりますが、そこに関しましては代替品のほうで食材を調整したりですとか、あとは同じ食材でも安いところの業者さんを見つかり調整して、そういった取組を今現在行っております。今現時点では当初の予算内で執行は可能なものと見込んでいるところでございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。いろいろ工夫されて予算を抑えていらっしゃるというような実情が分かりましたが、私立保育園は、じゃあ、よくなっていった公立の保育園がなかなか十分なものにならないということにならないように、ぜひお願いをしたいと思っておりますし、やはり補正が必要な場合は補正をやっぴりしっかりやるという対応で、同じ自治体内で子どもたちに格差が生まれないということを求めたいと思っております。よろしく願いいたします。

◆星見健蔵委員長 はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。関連してなんですけど、この600円の根拠をお願いしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。こちらの600円の基準単価の根拠でございますが、こちらの公立園の令和4年4月と令和5年4月の1人一月当たりの食材費を対比いたしまして、その増額分を基に算定しております。その3分の2相当額が600円になっておりまして、具体的には36円に25日掛けまして1人一月当たり900円という金額を出しております。その3分の2に当たる600円というところを基準単価に設定しているところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今の関連のとこです。例えば福祉のほうでふれあい型食事サービスのところもアンケートを取って、令和4年と比べて1食当たり38円高騰しとるのでその分をということで今回補正が上がりました。それで、私立保育園に対してはこうやってきちんと根拠を今、出していただいたように、ぜひ公立保育園がどうなっているのかというような実態は調べていただいて必要なことは対策取っていただくようお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 要望ということでよろしいですね。

◆岩永安子委員 でも、違う、予算が違うことだけね。はい。要望です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。29ページ上段、保育環境等向上支援事業についてお伺いいたします。これは寄附金があったということで、各市内の保育所に何だか役立てるものということで先般計69園分のテントを購入というふう聞いたように思うんですが、間違いだったら間違いだということ指摘いただきたいのが1つと、もう1つは各園がテントを希望されたのかどうなのか、私は本来、各園の希望に沿ったやはり物品が本来はあるべきではないかというふうに思ったので、そこを質問させていただきます。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。まず、購入物品については前回御説明さ

せていただいたテントということで間違いございません。はい。このテントを物品として設定させていただいた経緯といたしましては、全園にはまだ調査等は行っておりませんが、一部の園のほうからもそういったテントの購入という要望の声もございましたので、今回はテントで予算のほうは積算させていただいておりますが、中にはテントは園によって充足しているというところもあるかと思っておりますので、そういった場合は熱中症対策や紫外線対策を目的とした屋外活動時に使用する物品などであれば、はい。テント以外の物品購入についても柔軟に対応していきたいと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。実際私たちの子どもがもう何十年前になるんで該当しないかもしれませんが、結構運動会とか含めて見ておりますとテントを保持するという保育園もかなりあったように思ったものですから、柔軟な対応を要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。いつもちょっと公衆浴場ちょっとまた設問します。30ページの上段です。公衆浴場のほうの確保対策補助金ということで、燃料費31円ということで5,000リッターを6か月使われると4浴場でしょうか。約800ぐらいですかね。850、4ですね、4の5,000一月で6で割れば一月が408ですか。千何ぼか、6、88。はい。800リッターぐらい一月使われるということでね、一月じゃない6か月で1浴場が。これこの当初予算で50万円の支援とそれと6か月分のこの15万ぐらいの燃料代ということで、これ平成3年もですし4年もあり、この6か月間というのは、これは今後の6か月間なのか、当初から、4月から6か月ありますわね、後半の6か月分の見込みなのか、その流れ、考え方をちょっとお尋ねします。

◆星見健蔵委員長 はい、竹内副所長。

○竹内一敏副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。このたび当初予算で6か月分予算計上させていただきました。その6か月分というのは4月～9月まで半年分ということで、当時当初予算を上げたときがこの燃料価格の高騰がいつまで続くか分からないということで当面、半年間ということにしておりました。それで、現在も続いているということで県と歩調を合わせて半年分さらに追加ということになりましたので、後半の半年分ということで当初予算と合わせて1年分ということにさせていただきました。以上です。はい。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。この公衆浴場のどういう項目か分かりませんが、市内の温泉の公衆浴場ですね、これ、温泉水。非常にそればかり頭洗ったりするのにやっぱり普通の上水道ということでボイラーが必要でしょうし、体流すというのは。その辺の考え方でこの4公衆浴場というのが決められとって、そこをずっと支援するんだという考えなんか、ほかでもあるでしょうね、いろいろ民間でも、この支援制度の考え方といいますか、極端に言えば独自の今の風呂がもうほとんど自宅にあるというのがあったりして、周辺の人がちょいちょい洗面器持って行きようられるというのを見かけますけどね、周辺から行くんだと、温泉だからと。やはりそれについては改造するなり支援するなりずっと思うけど、この鳥取の温泉だということをおね、

4浴場あるけど、周辺駐車場とか広く利用できるように、今、ぽかぽか温泉とか、民間はどんな車が行ってごっつい民間企業でやられとるといのがありますんでね、せっかくのこれは温泉ですし、向こうは地下水を沸かすというところでしょうし、いつも25度以上の温泉ということと鳥取温泉の復活の意味でね、この協議しながらこの4業者とも、その利用促進といいますかね、リニューアル、リフォームなり、それをやっぱりPRとか、そういう格好を今後ちょっと検討していただけたらなと思います。支援ばかりではなしに、もうその辺の利用促進をね、今後の若い人でもどんどん行けるような感じで、それをちょっと検討してもらったら、これ要望しておきますんで、これ意見です。はい。

◆星見健蔵委員長 玉木委員。

◆玉木裕一委員 事業別概要書の28ページの下段です。私立保育園の業務効率化推進事業費について、これは私立保育園22園あると思うんですけども、これ最後なんです。このとうごう保育園になったというのは、ここだけしかしてない。どういうシステムを入れられたかと、なぜここだけ今回やられたのかというのを伺います。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。今現時点、市内の園でのシステムの導入状況でございますが、公・私立の保育園及び認定こども園55園中51園が既にシステムの導入済みということになっております。それで、今年度当初予算に1園分計上させていただいておりますし、このたびとうごう保育園ということで1園分その2園を含めると、55園中53園ということで、全体の96.4%導入される形になります。

それで、このたびとうごう保育園のほうを導入に至った経緯でございますけども、以前、とうごう保育園は園児数が小人数ということで定員20名でございます。そういったことからシステム導入のほうを見送っていらっしゃいましたが、子どもの出欠状況に関する情報の確認であったり、そういったバス送迎に当たっての安全管理等の徹底についてというような通知が令和4年11月に国から発出されたというようなことも受けまして、安全管理の徹底であったり、職員の業務効率化の観点から導入を判断されたというものでございます。はい。園児の安全管理の徹底の観点から早期の導入が必要であるというところでございますが、この福祉会さんのほうが要望された時期が令和5年度当初予算要求のタイミングを逸しておりましたので、このたびの6月補正での計上とさせていただきますのでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。すみません。戻って27ページの光熱費、低所得者児童扶養手当受給世帯分の光熱費1万7,000円の助成なんですけども、これもやっぱり年度当初あったと思います。今回は何か月分とかいう確認をさせてください。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。当初予算でもこの光熱費の助成のほうを行っております。当初予算の分が一応4月～6月分となっております。このたびの補正予算で要求させていただいたのが7月、8月、9月分一応三月分ということの見込みで、県のほうからは資料いただいております。以上になります。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。こういう状況が続けば、9月にもという予定があるのかどうなのか、お願いします。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。今後の見込みにつきましては、今のところ不明となっておりますので申し訳ありません。以上です。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。31 ページ上段のがん医療提供体制整備事業費についてお尋ねをいたします。事業の内容のところに書かれていることの質問なのですが、まず、今までの上限額が2万円だったと、こういうことがありました。それで、じゃあ、今までの利用実績はどうであったのか、そして今回、4月1日から5万円引き上げられたということで、この中核市関連事務県負担金を利用してこの事業を行うわけですが、予定数はどう考えておられるのか。そして3つ目は、広報についてはどう考えておられるのか。3点お願いいたします。

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課西尾です。まず、これまでの実績です。令和2年度からお伝えしたいと思いますけれども、これはウィッグと補整下着のものになるんですけども、ウィッグのほうが令和2年度が64件になります。補整下着のほうが18件となっております。令和3年度が、ウィッグが63件、補整下着が17件となっております。令和4年度が、ウィッグが66件、それで、補整下着のほうが20件ということになっております。それで、本年度の見込みなんですけれども、ウィッグのほうを61件、それから補整下着のほうを16件というふうに見込んでいます。

それで、これからの広報のことだったと思うんですけども、病院のほうに相談センターがございしますが、そちらの相談センターのほうには既に資料のほうは配布をしておりますし、また、今回はウィッグのほう在实际にはこれまで2万円ということだったんですけども、大体8万円ぐらい～10万円ぐらいまでかかるというような利用者の方からの声も聞いておまして、そういった中での上限額を上げられたという経過があったのですが、そういった医療用のウィッグを取り扱っているお店のほうにも周知を図っているところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。もう1点ですが、今までの利用実績をお聞きしますと、ウィッグにしる、補整下着にしる、同じような件数が上がっております。これについては、例えば令和4年も利用したんだけど、令和5年も利用できるものなのかどうなのか、その辺をお願いします。

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課西尾です。この事業につきましては、1人1回というような形になっておりますので、別の方が申請をされているものと理解しており

ます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。ということはやはりがんの患者さんも増えているという、こういうところだというふうに理解をし、また、改めて健康増進のこともちょっと考えていかなければならないなと思いました。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 31 ページの下段の地域猫活動支援事業費です。退職2名のうち、1名が退職されたために医師会に委託をして、その費用だという説明でした。2名、確実に医師会のほうから応援に来ていただける体制が取れるのかということと、でも、体制がそれでいいのかというふうに考えておられるのかというような、そこをお願いします。

◆星見健蔵委員長 森原課長。

○森原秀雄生活安全課長 生活安全課の森原です。はい。獣医師会との体制についてなんですけれども、一応、下話はさせてもらっていて既に何人か協力していただける獣医さんのお名前といますか、をいただいているような状況です。はい。それと、今後この体制でいいのかということなんですけれども、あくまでも今、臨時といますか、この地域猫の事業を続けていくに当たって獣医師が確保をできるまでの間、これでしのごうということとして、来年度、この年度途中でなかなか獣医師の採用はどこの自治体も困っている状況でなかなかこの年度途中で獣医師が入ってくださる可能性は低くて、今年度はこれでいかないといけないかなと思っておりますが、随時募集はしております、もしも確保できればこの体制をまた見直しますし、少なくとも来年度の新規の採用は今、リクルートですとか一生懸命やっているところですが、こちらのほうで確保したいと思っています。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。今を乗り切ることと併せてやっぱり定着していただけるように、募集のほうちゃんとお願いたします。

◆星見健蔵委員長 そのほか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 長井所長に聞きたいんですけど、新型コロナウイルスワクチン接種関連なんですけど、5類以降から大分たったわけなんですけど、増えているという状況が報道であったんですけど、どうも高齢者に対するワクチン接種の啓発がもっとされるべきじゃないかというふうに思うんですが、今の状況を踏まえて所長のお考えを、もっと啓発すべきだと私は思うんですけど……。

◆星見健蔵委員長 ちょっとすみません。西村委員、今、議案審査なんで、その件はその他でお願いしたいと思います。

◆西村紳一郎委員 はい。承知しました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それではないようでございます。以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**星見健蔵委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

- ◆**星見健蔵委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第87号専決処分事項の報告及び承認について質疑・討論・採決

- ◆**星見健蔵委員長** それでは引き続きまして議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。坂根委員。

- ◆**坂根政代委員** はい。先般いただきました説明資料の7ページ目、予算書の21ページとなっております。2段目なんですけど、03年衛生費県補助金ということで補正額が出されております。それで、実際この補助事業のR3年分の返還金だということでしたが、返還金のほうがかなり多いのでどうしてそうなったのかということの説明をしていただけませんかお願いいたします。出産・子育て応援交付金事業の補助金の返還の件です。

- ◆**星見健蔵委員長** 西尾課長。

- 西尾靖子健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課西尾です。7ページのこちらの歳入の予算なんですけれども、返還金ということではなくって、補正を組ませていただいた当初には国から入ってくる補助金が県を通して入ってくる間接補助というもので組ませていただいております。ところが、年度末になりましてから国のほうから直接補助金が入ってくるという方式に国のほうに変更されましたので、こちらのほうを国の予算に上げておりませんでしたので、国のほうは1億6,213万8,000円計上させていただいて、その分県の補助金から減額をさせていただいたものでございます。以上でございます。

- ◆**星見健蔵委員長** はい、そのほか。

- ◆**坂根政代委員** ありがとうございます。はい。

- ◆**星見健蔵委員長** そのほか。岩永委員。

- ◆**岩永安子委員** 今の資料の次のページの母子生活支援施設運営費、これは令和5年の3月20日に委託料が引き上げられたために増額になったものだという説明でした。この引き上げられたというのの理由は何だったのかなと、そこを説明してやってください。

- ◆**星見健蔵委員長** 森田所長。

- 森田誠一子ども家庭相談センター所長** はい。子ども家庭相談センター森田です。理由といいますと、基本的には国から保護単価が毎年改定されて通知されるものでして、その金額に合わせて委託料を計算させていただいております。ですので、保護単価の引上げ部分の理由につきましては、こちらのほうで承知するものではございませんので、申し訳ございませんけども、理由についてはお答えできないという形になります。それから、このたびの保護単価の改定につきましては、大きな部分は保護単価が1,210円ですね、大きく上がっております。それにつきまして予算が足らなくなったというところでございます。はい。お願いします。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。その光熱費だとか、いろんなそういう状況の中で単価を引き上げないといけんということを国のほうが考えたのかなとか、想像したもんですから、どういう情勢というか、そんなんがあつてのことじゃないかなと思ったんで、はい。分かりました。保護単価の引上げだということですね。はい。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案を承認される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は承認すべきものと決定されました。以上で議案の審査は終了しますが、その他で何かあれば、はい、西村委員

◆西村紳一郎委員 先ほどの新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関連してでございますが、第8派までの高齢者の死者数と、それから8波以降オミクロンが流行し出してからからの死者数を比較すると、高齢者の死亡者がオミクロン株が流行しだしてからのほうが多いというような状況です。ここに5月～8月に高齢者の接種ということで、無料接種が令和5年度まで決まっているわけですので、もっと高齢者に対するそのワクチン接種ですね、もっと啓発してワクチンを打っていただくべきじゃないかなと思います。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 長井所長。

○長井 大鳥取市保健所長 はい。西村委員さんの御質問に対してですけれども、もちろん8月まで接種期間がございます。今でも大体そうですね、1週間当たり65歳の方が2,000人弱ぐらいは受けておられますので、この辺りは医療機関のほうで受けてもらっていますので、これが8月まで続くんだっていうことをしっかりと広報していきたいというふうに思っています。来週には新聞の記事下の記事を入れたりとかする予定であります。また、ラジオとかぴよんぴよんとか、そういったところでは随時流していますし、それから8月の今度の市報の中でも、これについては受けてくださいというようなことで、受けてくださいというか、こういうふうに分かるので、引き続き必要な方は申込みくださいというふうなことを一応広報で入れる予定であります。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 所長の鳥取市保健所管内ですね、現在の感染状況をどのように捉えられていますか。

◆星見健蔵委員長 長井所長。

○長井 大鳥取市保健所長 それは数字ですか。数字はちょっと持ってきてないので、大体週当たりの数字をもらっています。県のほうが水曜日に速報、それから金曜日にその詳しい証拠ということで一応示しておられますけれども、先週が47名、これは御案内のとおり、医療機関

の数が決まっていますので、というところで、その前の週の1.2倍ということです。この週、増えているという感じです。はい。以上です。すみません。マイクを上げていませんで、失礼しました。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 啓発をさっきおっしゃったんですけど、もっと必要な施設でも出してもらって打っていただけたらという思いでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは。はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 先だって報道がありまして、安全装置の装着が国で全体55%の普及だということで、国としても全国的にも普及が遅れとるということであつたわけですが、鳥取県は30.7というようなことで、大変遅れていると、鳥取市管内の保育所等の送迎バスの安全装置の装着状況について尋ねたいと思います。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課の濱田です。鳥取市内における送迎バスの安全装置の設置の状況でございますが、公立園に関しましては4園ございますが、全て設置済みという状況でございます。あと、私立の園に関しましては、あとちょっと数園まだ設置ができていない状況ということで確認しておるところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 じゃあ、本市管内ではパーセンテージにしたらほとんど済んでるということですか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育濱田です。市内におきましては、大半が設置済みという状況でございます。はい。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。玉木委員。

◆玉木裕一委員 この表は、今日は何か。

◆星見健蔵委員長 これからです。

◆玉木裕一委員 これから、よかった。失礼しました。

◆星見健蔵委員長 はい。よろしいですか。はい、それでは議案が終了しましたので……。

請願・陳情

令和5年請願第4号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願について質疑・討論・採決

◆星見健蔵委員長 次に請願の審査に入りたいと思いますが、ここで案件のない方々については、退席いただいてもよろしいですので。それでは引き続き請願審査に入りたいと思います。令和5年請願第4号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願の審査に入ります。本件につきましては、前回の6月22日の委員会におきまして、本定例会で引き続き審査することとなっております。前回の委員会の際に資料提供を求めさせていただいて、既に委員の皆様にはお配りをさせていただいております。この資料等について委員の皆様

様から質問等がございましたらいただければと思いますが、はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 あらかじめ説明いただいたほうがいいかなと思ったんで、その旨をお願いしたかったです。すみません。

◆星見健蔵委員長 はい、小野澤局長。はい、どうぞ。

○小野澤裕子局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。申し訳ございません。自分のほうからは1点修正箇所がございまして、その説明をさせていただきます。公立施設の5番のところ。5番のところの1歳児、2歳児のところ、1歳児と2歳児が合同保育している関係で、一番右端の（国基準）というところを従前2にしておりましたが、3人ということで国基準3人ということで訂正させていただきます。本日既に配付済みとさせていただきますので、よろしくお願いたします。そうしましたら今日の説明につきましては幼児保育課のほうで行います。

◆星見健蔵委員長 訂正をしてくださいという。はい、濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。では、最初にこの表の見方に関して説明を申し上げます。まず、この表ですが、保育に従事する職員のみ配置状況としておりますので、調理員等は含めておりません。それで、例えば1番のほうで見てくださいと上段、公立園の場合は黄色で網掛けをしております。私立のほうは青色というところでございまして、上段のほうが園児の在籍人数、こちら4月1日現在の人数とさせていただきます。また、下段のほう職員配置人数ということにしておりまして、職員配置人数は年齢層別の欄、ゼロ歳児～5歳児までの欄がございまして、こちらの欄にはクラス固定の職員数を掲載しております。それで、ゼロ歳児のところを見てくださいと、一番右、その前に一番右側のグレーの網掛け部分のその他職員の欄につきましては、園全体フリーの職員であったり、年休代替の職員、あとは朝夕の短時間での配置の子育て支援員などの人数としていただいております。

本来、配置基準の判定の際には常勤換算を行った後の職員数を用いることとなっておりますが、この表の職員人数は実人数としております。また、それぞれの年齢層別のこの見方としましては、職員配置人数、左から担任、そしてその次が担任以外のフルタイムの職員でございます。その次が担任以外の短時間勤務職員、その次に発達加配の職員数となっております、国基準と比較するものとして、発達加配を除いた合計人数をその横に掲載しております。一番左の欄の括弧書きの数字に関しましては、上段の園児数に対する国基準の必要職員数としていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、説明をいただきました。委員の皆様でこの資料を踏まえて、改めて審査をお願いしたいというふうに思います。

◆坂根政代委員 その前にこの表でちょっと質問したいことがあるんですが、いいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、どうぞ、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。じゃあ、発言を求めます。すみません。まず担任の扱いのことについて質問をしたいと思います。例えば担任というのは正規職員でしょうか。実は学校現場でもやはり教員が足りないというところで、講師が担任をしたりとか含めてありますので、その辺はどうでしょうか。よろしくお願いたします。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。まず、公立園につきましては、こちら正職員とあとは任期付の短時間勤務職員も担任として当たっている場合もございます。あと、私立につきましてはこの担任が常勤か非常勤かということについては、ちょっと確認が取れておりません。はい。以上でございます。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、玉木委員。

◆玉木裕一委員 はい。せっかくここまで拾ってあるんで、この園児数とか職員数の合計、縦と横との合計があればもっと見やすいですし、そこによってこの園児が、じゃあ、これぐらいの、一応僕も足したりしたんですけど、百何十名の園には職員さんが大体何人ぐらいおると、これが結構、これで十分な体制になっているのかどうかと、また次の検証にも入りやすいと思うんでちょっとこの合計とか、小計があったほうがすごい見やすいかなと思いました。はい。これを作られてどう、国の配置基準よりは下回っているところはないですよ、それはないですよ。ないですよ。これ作られた、データは把握されとったでしょうけど、これは市としてどういうふうに捉えられていますか、この今の現状を。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。この表の数字によっての現状の捉え方というところでございますが、まず、最低基準はこの園もクリアされて運営はされているというところは見て取れるんですが、先ほども申し上げましたが、実際の判定に関しましては常勤換算というものをを行った後に判定ということでございます。例えば担任以外の短時間、ここは実人数で1と入っておりますけども、ここは、実際はフルではございませんので、常勤換算すれば0点何がしというような人役が出てまいります。そういった場合に、例えば国の基準に対して4に対して、今、合計が5となっているところでも、もしかしたら4点幾らとかいう可能性もございますし、あとはその他の職員で補充してある部分もございますので、その他の職員の常勤換算を足し上げるともう少し厚くなったりだとか、ちょっとその辺りが今の配置状況のこの表では見て取れないので何とも言えないんですが、最低基準だけはクリアされているというところだけを把握させていただいてるというところでございます。

◆星見健蔵委員長 はい、よろしいでしょうか、この資料に関しては。はい、それでは請願審査についてですが、この令和5年請願第4号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願につきまして、委員の皆様から質疑を受けたいというふうに思います。ございますでしょうか。谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。今回の請願についてですけれども、こちらですが、国と政府としてもその配置基準の見直しということで前に進めているところであります、それで、それとあともう1つ、この請願事項の3の部分なんですけれども、保育施設、学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定実施することとあります。それで、この人員確保策とありますけれども、この配置基準見直しはとても大事なことでありますし、子どもの教育のためにも十分な職員が必要だと、とても私も思います。ただ、現実、保育園、こども園、職員さんおら

れますけれども、それで、また、資格保有の方たくさんいらっしゃいますけれども、どうしても保育士さんとして働いておられない方がたくさんおられて、それで、その保育園、こども園働かれてもまた、いろいろな理由で辞めてしまわれるっていうことがとても多いように思いますし、いろんな方からもそういった声もたくさんいただいています、その面が一番現場で大変なところかなと感じております。

それで、この前、尼崎市の視察をさせていただいて、自治体で一生懸命その人員確保策をされておられる姿を見まして、それで、これを国に求めるものではなくて、現場、現場その自治体に応じて状況が違ってくることではないかなと思います。ですので、各自治体が現状に応じて考えていくべきこと、この人員確保策っていうことについては、その現場、現場で考えていくことではないかなと思うので、国に求めることではないのかなと疑問に思います。ですので、今回のこの請願に対しては賛成いたしかねるところであります。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。この意見書ですけど、2点ほどちょっと疑問点ございまして、このOECD先進国並みというのが非常に分かりにくいと、極端にいや、少ない少人数の場合はまだ日本と同じような地域もある韓国みたいに、どこの平均値なのかというレベルを言っておられるのか、これが分かりにくいと。それとまた、先ほど資料をいただきました。基準内で基準内ということで国の基準以下できておまして配置数は、これをすれば20人23人とかこれがまた2人になるのか配置が、そうなれば保育士の確保、その部屋の確保とかあらゆる面で非常に問題点があるかなという考えです。

それともう1点、このうやむやの中の難しくて、この待機児童問題というのは、学童保育施設等職員というのが参考でありましてね、ちょっと何だ、この処遇改善と、この意見書についてその職員の処遇改善を求める、どういう実態なのかというのがもうこれは詳細に書いてないと。理由とかが。それ何なのかこれは、学童保育といえ、小学校のほうの学童保育なのか。全然違うのか、意味が。この学童保育施設等職員の処遇改善と、この辺がちょっと非常に分かりにくいと、文面が。そう私は見ますけど、その辺が、もしもよろしかったら、推薦、紹介議員でもあります秋山副委員長とか、坂根委員もおられます。それをちょっと、この件についてはどうでしょう。なかなか私は理解できませんけど。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** 寺坂委員から説明をとということがありましたので説明をさせていただきたいと思います。まず、この学童保育のことが特に分かりにくいというような、谷口委員からもありましたし、そこを、話をさせていただきたいというふうに思いますが、学童保育というのは、いわゆる放課後児童クラブだというふうに思っていたらいいと思っているんですが、ただ、自治体によって、教育委員会が主管をしたり、または福祉保健部がやったり、また、開設場所も小学校を、学校を中心にやったり、保育所がやったり、民間がやったりというような、場所としても、そして主管としても各自治体において違いがあるというのが、この全国的な状況です。鳥取市の場合は、できるだけ学校の施設を活用するという方針が出されて行われているところというのが今の状況です。

それで、まず、そのちょっと現状というところですが、その処遇の問題ということについて、2点目に話をさせていただくと、実際、学童保育で勤めておられる方というのは、常勤と言われる人が40人に対して2人は必要だというふうに国の基準でも定まっております。それで、大体午後1時～6時又は開設場所によっては7時ぐらいまでというような、こういう働き方をやっておられ、土曜日についてはフルタイムという、こういう状況。夏休みもフルタイムで、その夏休み期間、冬休み期間、それも働いておられます。平均しても、年間平均で大体年収が200万円未満の人がほとんどだという、こういう状況にあります。それで、まず、1つの処遇改善というのは、やっぱりこの給与体系そのもの自身が、また、2人では足りないので、支援員さんをお願いをします。補助員さんをお願いしますが、補助員さんには、社会保険も出せないところが多くあります。そういう意味での給与面、そして社会保障面、これらをやはり国の基準として、しっかり子育てとして国が基準を出すべきだと、こういうところで提案をしているところでもあります。

それで、もう1つ、その人員の確保の問題ということがありました。私もちょっと一般質問でさせていただきましたけれど、鳥取市の場合、放課後児童クラブの成り立ちがちょっと歴史的経過等がありまして、様々なんですが、実際、放課後児童クラブ任せで人を集めよと、こういう形になっています。倉吉市であるとか、米子市であるとか、境港市は公立公営へということ、会計年度職員であるとか、資格持つ者でということによってしっかり保障されながら、人員確保を求めておられます。谷口委員が言うように、各自治体任せでは、ただ、ここは、鳥取市の場合、なかなか成り立っていないという、こういう現実があるということと、併せて、じゃあ、40人に対して本当に2人という、そういう配置でいいのか、これが今、議論になっております。なぜかと申しますと、小学校でも30人学級に移行です。そして、今、国では、35人学級へ移行と、こういう状況の中で、40人に対して、しかも1年生～6年生までという、この年齢の多年齢をきちんと保障していくという観点で、これではやはり十分な放課後の子どもの豊かな育ちを行えない配置基準だということで、この基準を見直すべきだということが、今回の提案の放課後児童クラブに関わる問題です。

保育現場の配置基準でいいますと、尼崎の問題も出されましたけれど、資格保持者が、じゃあ、なぜ、この保育現場に復帰してないのか。この原因を探るのが、まず、必要だというふうに思います。そういう問題があるから、保育の配置基準を求めてもというところの議論とは別問題だというふうに私は思っております。それで、そこはまだまだ、じゃあ、どうしたら、そこを復帰できるかというのは別問題ですが、課題はあるというふうに思っております。ただ、配置基準の問題で行きますと、寺坂委員が、例えば、この学級は少ないけれど、じゃあ、少なあても、これは職員を配置せないけんだかいなど、こういう問題があるのではないかというようなお話もありましたけれど、先ほど言いましたように、この配置基準自身が、もう60年近く以上、全然改定もされていない現状もあります。

そんな中で、やはりこの過密な働き方を見て保育士になったけれど、保育現場で働かないという人が増えてきてるわけです。実際、特に鳥取市は、やはり国の配置基準が変わらないと、なかなか保育資格を持ってても正職で雇えない現実もあるわけです。これは財政上の問題だと

いうふうに思っております。そういうことを含めていうと、やはり国の配置基準を変えて、より働き方改革を進めていって、保育を充実させていく、それが求めるべき方向ではないかということの、これは請願の趣旨だというふうに思いますし、それを私は賛同して紹介議員となりました。それで、併せて、国も前に進めるというところはあるんですけど、残念ながら、先般も、4歳児以降の配置基準を見直すというふうなことを提案されましたけれど、なかなかそこが整わなくて、それも没になってしまった。議論が進んでるときだからこそ、やはり各自治体から意見を出していって、より国の議論を進めていただく。これは好契機ではないかというふうに私は思っておりますのでよろしくお願いをいたします。漏れた点があるかもしれません。申し訳ありません。

◆星見健蔵委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 OECDが各国ありましてね、数値、人数、非常にばらばらでしてね、OECD並みにというのが、非常に理解し難く、平均値なのか、平均をするのか。平均しにくいという面はあるでしょうし、その各国によっての。その辺のちょっと先進国並みのという、漠然としておりまして、非常にその辺理解し難いということもあります。また、例えば、配置基準を下げれば、国にどんどんどん要望されるというけど、その後、そのお金はどうなるんか、財源ね。国が仮に半分見てくれても、あとは、県なり、市なりに、後、払えとか人件費、そういうことが出てくるでしょうし、まずは、この基準が分かりにくいちゅうのがありまして、そうすれば、これ当てはまって、その程度だったら、ある程度少なくて済むとか、鳥取市は、もう十分16人ぐらいになつとるとか、平均値、あるでしょうし、その辺が分かりにくいというのがありましたし、また、その学童保育というのがごっつい言われましたけど、これは文面審査ですのでね、意見書は。ですけ、もしも何でしたら、また意見書を出し直されるか。全然それ保育所等々と合わせた感じで、この内容自体が何か取れないと意見書でね。内容がこの現状・問題点が。今いろいろおしゃべりになられたけど、答弁されましたけどね、これ見る限り、何事だ分からん。その辺保育所等で保育施設の職員配置の基準を求めるちゅうことでぽんと入って、そこでも入つとると。だけえ、何かその辺の詳しい実態とか、その辺が出てきてないというのがあって、非常になかなかこの請願のほうの意見書、非常に理解し難いと思います、私は。はい。

◆星見健蔵委員長 そのほか。

◆寺坂寛夫委員 結局どうですか。基準はなしですか、基準。どういうふうな認識で基準はどう。

◆星見健蔵委員長 はい、じゃあ、今の、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。OECDの問題が抜けておりました。ありがとうございます。OECDの先進国というふうに書かせていただいております、OECD38か国ぐらいだったのでしょうか、加盟が、日本も含めて。その平均ということではなくて、先進国並みにというふうに文面には書かせていただいております。そして、実際、先進国並みにということで、こういうふうな基準をということで文面にあれば、より理解ができるという、そういう提案だったというふうに思いますが、先般も報告をさせていただいた日本より基準が進んでいるという状況の先進国並みにと、こういうことです。すみません。

◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。私もOECD、この間、説明していただいて、ゼロ歳児とか、1、2歳児やなんか、例えば、アメリカのほうの子供1人当たり基準が日本よりも悪いというようなことがあったので、やっぱりOECD先進国ということで、日本よりも基準の優れたところが、やっぱりそこを目指してということだということが、ちょっとなかなか説明がないと、今、分かったところです。それから資料をありがとうございます。資料を作っていただいて、やっぱり、もちろん配置基準以上おられるわけですけど、配置基準では、やっぱり現場はなかなか大変で、フリーの方やら、それから年休もやっぱりなかなか、ちゃんと保障するためには、代替の職員さんも必要な状況だと、そういうことをやっぱりその他の職員さんでフォローしておられるのかなというふうに読み取らせていただきました。

それで、何が原因かって、やっぱり配置基準が低いからこういう状況になっているし、県の補助で加配の保母さんなんかもつけないと回らないという状況が、市からいただいた資料で分かるものだと思います。それで、学童保育の職員の処遇改善ということも併せて請願の中に入っているけども、主たるは保育のことだということで、この委員会で審議をすることになりましたので、この間、2回、私たち福祉保健委員会含めて、全員一致で本会議で確認してきた中身と大きく趣旨は変わらないものじゃないかなというふうに思います。2回にわたって、保育基準引き上げる、その財源も確保していくということを確認してきた福祉保健委員会やそれから鳥取市議会だというふうに思いますので、意見書として上げることは、私はいいでないかというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 すみません。谷口です。同じようなことになるかもしれませんが、この配置基準をOECD先進国並みというところですが、これをはっきりと先進国の平均とかを示して、請願事項であればとも思ったりしますし、また、この請願の件名が保育所等保育施設の職員配置基準を改善求める意見書の提出を求める請願とありますが、配置基準の改善と書いてあるので、3番に関してはちょっと趣旨が違ってくるんじゃないかな。つながってくるというのはわかりますけれども、その配置基準の改善ということを考えたら、3番にあるこの請願事項は、少し意味合いが違ってくるんじゃないかなと思っています。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、玉木委員。

◆玉木裕一委員 はい。本当に保育士の配置基準改善とかね、やっていかなければいけないことでしょうし、この国に要望していくということも必要ですけども、この請願っていうのは、文章をきちんとか、文章で審査するっていうことなんですかね、やっぱりね。そういう意味ではちょっとこの題名も保育所等になってますし、OECD先進国並みっていうのもかなり大き過ぎて、ちょっと雑かなというようなところは正直感じます。その3番についてもちょっとごちゃごちゃとなりすぎているんじゃないかなというのも正直感じます、この文面だけだと。ほんと改めてもう1人紹介議員の秋山さんの意見もちょっと聞いてみたいところなので、お願いできますでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、秋山委員。

- ◆秋山智博副委員長 はい。今、特に坂根さんとか、岩永さん等からもありましたけれども、この保育を保障するという事は、これはもう国の責務であるということももう明白であると思います。それで、今、現場が抱えている大変な状況の一番の原因はこの基準がOECDと比べても本当に日本は状態としては悪いということがありまして、何としても今の状況を改善をするためには12月の陳情、そして、2月の陳情と同じ内容であります今回の陳情についても、ぜひ、皆様に御賛同していただきたいなど、こう思っておるところです。そして、また、学童保育が入るとということでもありますけれども、保育という点については共通するものがあるということから、今回この保育所に加えて学童保育も入れさせていただいたということでもありますので、そういう共通項目だということ御理解をさせていただけたらと、こう思うところですので。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。はい、西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 保育士の質の向上であったりとか、保育士自身がその業務に追われたりとか、この保育士の業務に失望して、疲弊して辞めるというような現状が本市にあるんですか。ちょっとお尋ねしたいと思います。
- ◆星見健蔵委員長 濱田課長。
- 濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。先ほど西村委員さん言われたようなちょっと現状はこちらのほうで把握できておりません。申し訳ございません。
- ◆星見健蔵委員長 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 この請願の中にそういう文言は入ってますよね。そういう現状が起こらないようにということがあるということを前提に書かれてるんじゃないかと思って、ちょっとお尋ねした次第です。
- ◆星見健蔵委員長 秋山委員。
- ◆秋山智博副委員長 はい。ちょっと参考までですが、厚生労働省が2013年に保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者意識調査によりますと、保育士として就業を希望しない理由は賃金が希望と合わない、47.5%、責任の重さ、事故への不安が40.0%との回答が出ておりまして、保育士が働く職場の環境改善はやはり喫緊の課題という状況だなどこう思っています。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 先ほど秋山副委員長話されましたけど、処遇改善について賃金のほうも国のほうも保育士のほうにはきちっとしたその充当すると、その報酬のほうにもということで、これは国もどんだんその辺は支援しとるという状況もございまして、やはり玉木委員も言われましたし、文面審査ということでございまして、私、この文面は納得いきません。はい。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 事務局いかがでしょうか。
- 毛利 元局長補佐 すみません。議事進行のため一旦休憩をお願いいたします。
- ◆星見健蔵委員長 はい、それでは、ちょっと休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後0時03分 再開

- ◆**星見健蔵委員長** はい、それでは再開をさせていただきます。委員外議員のほうから発言をしたいということでございましたが、まずはどういう中身、内容なのか、その点をまず初めにお伺いしたいと思います。
- ◆**坂根政代委員** 委員長ちょっとその前にいいでしょうか。
- ◆**星見健蔵委員長** はい、坂根委員。
- ◆**坂根政代委員** すみません。ちょっとその前に、先ほど寺坂委員とか、谷口委員とか、玉木委員からちょっと文面審査でという話があったというところについて、少し意見を言わせてください。確かに私たちどの委員会も文面審査ということで……。
- ◆**星見健蔵委員長** ちょっと待って。
- ◆**坂根政代委員** はい。
- ◆**星見健蔵委員長** そういう意見もこれからどんどんもらえばいいけど、今の問題をちょっと最初に採決させてよ。
- ◆**坂根政代委員** はい。分かりました。はい。失礼しました。
- ◆**星見健蔵委員長** どうぞ。伊藤議員。
- ◆**伊藤幾子議員** すみません。私が発言をしようと思っている内容について、まずはお話をすればいいということですね。この請願の審査の議論を聞かせていただいている、件名とあとその請願事項ですね、それに違いがあるんじゃないかっていうような意見が出ておりました。それで、それについてちょっと発言をさせていただきたいと思って、挙手をさせていただきました。
- ◆**星見健蔵委員長** 委員外議員のほうから請願事項について話をさせていただきたいとの申し出がございました。よろしいですか。

[異議なし]

- ◆**星見健蔵委員長** どうぞ。はい、伊藤議員。
- ◆**伊藤幾子議員** はい。ありがとうございます。私そのような先ほどいろいろ意見が出ていて、今回の請願の件名とあと請願事項の違いがあるっていう御意見がありましたので、私が思ったのは、去年の12月議会のときに鳥取市議会から意見書として上げたものがあります。その表題は子供のために保育士配置基準に引上げによる保育増員を求める意見書とそういう表題の意見書を上げました。それで、この意見書の要請している中身ですね、これは、1つ目が表題のように子供のために保育士配置基準の引上げによる保育士増員を図ること、そして2つ目が公定価格を引上げ、保育士等の処遇改善を図ること、これが入っていました。そのことから今回のこの請願の件名と請願項目、請願事項、その違いがどうのこうのというのは、当てはまらないのではないのかなと思ったので、その点についても引き続き御議論をしていただけたらと思って発言をさせていただきました。ありがとうございました。
- ◆**星見健蔵委員長** はい、それでは皆さんのほうから引き続き御審議いただきたいと思います。坂根委員、先ほどの続きは。

◆**坂根政代委員** はい。すみません。ありがとうございます。私も今、伊藤議員が言われたように、昨年のことを見ましてね、先回のものを見まして、件名に含まれている、そしてそこに関係してある事項はオーケーになっていると、そしてもう1つその文面審査というところで、これは大事なことだというふうには思っておりますが、紹介でその説明を受けて改めてその文面の中身とそう違いがないということで理解があれば、そこで審議をしていただきたいな、そんなことをちょっと思ったものですから、意見を言わせていただきました。

それともう1点は、すみません。先ほど寺坂委員がおっしゃったんですが、国のほうも給与アップをといることを、施策を取っていると、これ進行形になっていってほしいというふうには思っておりますが、保育現場にしろ、介護現場にしろそういう措置はありましたけれど、なかなかそこから先が進んでおりませんし、今、特にインターネット等いろんな調査の結果を見ますと、やはり保育現場の保育士等のやはり給料は低いというのは、歴然として出ているということをお伝えしておきたかったというふうに思います。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。この処遇改善やいろいろ含まれているという話が出ました。含めれば処遇改善もいろいろあらゆる面も必要だという子育て支援に必要なものはよく分かりますが、やはり私も言いますのは、この請願事項ですね、各参議院や衆議院や、するとですね、文科省もそうでしょうし、こども政策、少子化対策。出される文章としてやはり具体的にこの辺も文章ずっと変えればいいかというもんでもないと思いますので、内容を、今の現段階ではやはりこのOECD先進国並みとか、この辺が引かかるということ、学童保育の施設等、職員の処遇改善、あっちもこっちも一体的に子育て支援ですというような感じでは、やっぱり政府に届かないのではないかなという気はします、現状は。そういう絡みでやはりなかなかこの意見書の提出についてのほうは、私はなかなか難しいのかなと思っています。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、岩永委員。

◆**岩永安子委員** はい。OECD先進国並みというのは、先ほどの説明で日本より基準がいいところ、それがOECD先進国ということだということでした。なので、配置基準は本当に何年も変わっていないというのは、これまでの2度の陳情・請願の審議の中でみんなが分かってきたことですし、前回のときに説明があったように非常に低いという実態もやっぱりこれは改善させていかないと子どもたちのまず安全も担保できないと、最低のことだと思うんです、安全が担保できるかどうかというの。その上に本当にそうじゃない成長を、豊かな成長を保障しないといけない基準なのか、どうなのかっていうところは、そうでないというのは分かってきたことだと思いますので、この表題、件名にある配置基準改善を求めるということについて、ぜひ、賛成したいというふうに思います。

◆**星見健蔵委員長** 副委員長。私にも一言、言わせてください。

◆**秋山智博副委員長** はい。今、委員長のほうから申出があったのはどういうふうに。

◆**星見健蔵委員長** 一委員として。

◆**秋山智博副委員長** はい。今、星見委員のほうから発言の申出がありましたので、私が委員長の職を行います。星見委員のほうからどうぞ。

◆**星見健蔵委員長** 先ほど伊藤議員さんのほうからも前回の趣旨と何ら変わらない内容だということもございました。ただ、やはりこの陳情・請願というのは、あくまでも文面で審査するということでもあります。それで、先ほど来、皆さんから意見が出されておったのは請願事項の1番の保育施設の配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善することということが問題ではないかということが出されております。それで、私もここがちょっと引っかかるところなんです。というのは、保育士等の処遇改善であったり、配置基準を求めるということに関しては私もいささか反対するものでもございません。

ただ、尼崎にこのたび視察に行かせていただきました。その中で何が問題になっておったかというのは、待機児童は尼崎自体でも76人あるということ、それから保育施設が足らんということで4年度にも3施設新たに施設を造られたということ、それから保育士の確保で他県から集めとるんだという内容だったというふうに思うわけです。それで私は他都市云々のことじゃなしに、鳥取市はどうだいやということが一番大事なことであろうと思います。それで今日の資料を見させていただいた中で、鳥取市においては大体国の基準はクリアされていると。ただ、それだけではまだ保育士に負担が多すぎるんだと、だからもう少し増やしていただきたいということが私はこの趣旨でもあると思うんです。

ただ、そこにやはりこのOECD、じゃあ、どれだけ保育士を増やせばOECD並みになるんだいや。それから予算、経費はどれぐらい鳥取市でかかるんだいや。これはね、やはり国が子どもの支援ということで家庭局を4月1日につくって、それから予算等がまだ示されていない状況なんですよ、倍増、倍増言っとるんだけど。そういったときに、私は子どもの医療費の件もありました。これも県がもう高校生までは全て無償にするんだということで、鳥取市も、じゃあということでそのようにしますということであって、新聞で見させていただきましたが、鳥取市の負担が3億9,000万だという額だというように思うわけですが、じゃあ、この保育士をどれだけ増やしてどうだということに県が言うのであればね、私は県が3分の2は出すべきだと思ったんですよ、医療費のところも。

それから、これに関しても、やはり国に申請をして、国が、じゃあ、基準を緩めますと言ったときに、地方の負担はどうなるんだというようなことも本当に大事なことだと思うんです。やはりこの財政の小さい鳥取県又鳥取市がね、どんどんどんそういう基準を下げていくということに関しては、それは保育士の処遇改善ということにつながるし、それぞれの労働力を削減していくというようなことも必要だし、それから子どもの安全ですね、車に取り残されたりということもあるし、だけ、私はそっちのほうはどうのこうの言うことじゃないんだけど、やはりそのOECD並みの先進国並みって、じゃあ、先進国はどうだいやということがこの我が国の今の基準にどれだけ開きが出るんだというようなところがね、これ見ただけでは坂根さんのほうからの説明はありましたよ、紹介議員さんからの。だけど、この文面でそれが審査ができるかというところが、私もちょっとこの間から疑問に思っとるところなんです。以上です。

◆**秋山智博副委員長** では、ここで委員長職を交代します。

◆**星見健蔵委員長** ありがとうございます。じゃあ、私のほうで引き続き進行を務めさせてい

たきます。そのほか委員の皆様から。玉木委員。

◆**玉木裕一委員** 本当にこの大枠でこの話の内容は進めていきたいことですし、国にもきちっと求めていきたいことなので、もうちょっと、もう1回OECD先進国並みというのをもう1回ちょっと教えていただいているですか。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。国の基準については、今日配っていただいた上の欄にありますのでそれでいいと思いますが、例えば、前にもお話ししましたがドイツ、ドイツを例に取りますとゼロ歳～2歳は6人、6対1。ですから、乳児については日本のほうが優れているという現状はありますがこういう状況。それで3歳以上はどの年齢も13人対1人、そしてイギリスではゼロ歳、1歳が3人対1人、2歳児が4人対1人、そして3歳～3歳以上児はどのクラスも13人対1人。アメリカはゼロ歳児が4人対1人、1歳児、2歳児も4人対1人、そして3歳が7人対1人、4歳が8人対1人、5歳は9人対1人というように、ゼロ歳児で日本がいいところもありますがほかのところを見ますとかなりほかのところのほうが配置基準がいいと、こういう現状だということになります。

◆**玉木裕一委員** ありがとうございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、そのほか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 2人紹介議員さんおられるんですが、いろいろ論議をしてきとるわけですけど、なかなかOECD並みを聞いても、うーんと思いますし、継続審査ということで9月の議会に送るということはどんなでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** ただいま岩永委員さんのほうから、まだ内容自体にまだ分からないところもあるようだし、引き続き審査をしてはということでありました。はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。継続審査というとまた理由が要りますしね、どの程度調査だというのがあるんです。それだったら9月だったら、また文章を組み直して出すとかね、いろいろ納得いくような感じを出されるか、具体的に課題や問題点、先進が（視聴不能）、そういう格好で出されるのがあれかなと私は思いますけどね。皆さんの意見があれだと思いますけど、理由はどのようにするか継続審査には、どの内容が、この変えたってあれですしね、内容を。その辺だと思えます。

◆**星見健蔵委員長** はい、玉木委員。

◆**玉木裕一委員** 継続審査になると文面は変えずにこの文面、これについてもう1回審査しようということですか。なるほど。分かりました。

◆**星見健蔵委員長** いや、結局あくまでもこの提出された意見書なんで、これによって審査をするということです。それで、どうしてもこのOECDとかね、そういう先進国並みというところがこのまんまだったらまた延ばしても一緒だというね、思うわけです、この内容であれば。それだったら改めて出し直すとか、そういうことになれば改めて今度審査をできるということになるわけです。だけ、結局、今先ほど坂根委員さんのほうから数字のほうはね、アメリカやそれからその先進国の実態はどうだということは説明いただいて、ああそうかということまでは分かるわけですけども、そういった内容の文面になっておれば、もうぱっと日本の基

準とどれだけ差があるのかということが、もう一目瞭然で分かるようなことになるんだけど、これだったらちょっと難しいなというような文面なんでね、どんなでしょうかな。岩永委員さんは継続審査ということ言われましたし、それで寺坂委員さんはこの文面だったら、文面変わらんのということだったんですわ。いかがでしょうかな。

◆星見健蔵委員長 谷口委員さん。

◆谷口明子委員 谷口です。文面が変更なしで継続審査ということになると、また同じ議論になってしまうかと思うので、改めてされたほうが私もよいかなとは思いますが。

◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員さん。

◆岩永安子委員 その改められるかどうかは提出者が考えられることです。それで、今の文面でもって分からないというか、判断つかないもっと研究が必要だということで、この文面でどうするかという継続審査に値するかどうかということで、今、いろいろその意見が分かっていたり、それからはっきり判断できんなと思われる方もいるのですから、この文面で私はこれまで2回審査をしてきたわけなので、なかなか判断が今の段階でつかないということであれば継続審査にする。それで、その9月同じもので審議をするのか、その間にどうされるのかというのは提出者の方が考えられることですし、今の段階では判断がつかないということで継続審査にするということで私は継続審査を提案いたします。

◆星見健蔵委員長 ただいま岩永委員さんのほうから継続審査をということで、具体的な内容についても意見をいただきました。それで、その提出者さんがどう判断されるかというのは分からんわけですけども、紹介議員さんとしてはどうでしょうかね、取り下げて改めて提出し直すのかこのまま、はい。

○毛利 元局長補佐 すみません。一旦休憩をお願いします。

午後0時30分 休憩

午後0時33分 再開

◆星見健蔵委員長 はい、それでは再会します。はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 幾ら紹介議員でも私がこうしますという、こういう判断ではできないというのは皆さんお分かりしていただいていると思いますが、確認したかったことは、例えばOECD先進国並みのというね、ここが気になるということが出されましたが、実際、継続審査で書類を出したところで、じゃあ、この文言を私がちょっと感じたのはね、この文言自身が気になるというところはかなり多くって、説明して、もし書類を出して、そしてそれが納得していただけるのであれば、この文言は変える必要もないわけですし、その辺はどういうふうに捉えたらいいんでしょうか。それはこの請願をしてきた人たちとの話合いの中身にも関わることなので確認をさせていただきたいと思って発言を求めました。

◆星見健蔵委員長 どうでしょうかね、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。この請願事項のこの1、2、3の項目、基本的には変えることはできるというちらっと話はありましたけど、基本的にはこの文言に大幅な変えはできないわけです。

補足がどうのこうので、細かくここへずっと上げるといふ、主旨をね、主旨に入れるといふのは、だけ、この辺をはっきり、この事項に対しては学童保育施設等も職員の処遇もあるんでしょ。やはり意見のほうの請願の主旨が十分この委員会じゃべったからいい、この項目で大味な請求だけでいいといふのは、もうそれはちょっと難しいと思いますんでね、次回で9月になってどうのこうのちゅうのはあるでしょうけど、やはり変えるといふこと自体が、この付け加えるといふ補足で、それについては大幅な変更ができないと思いますんでね、その辺をちょっと承知していただきたいと思います。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。坂根です。今、私がちょっと求めたものは、寺坂委員の今の発言は、先ほどの伊藤議員に対しての大幅には変えることは基本的にはできないんだという返答だったというふうに思います。それで、だとすれば、例えば調査結果をここで出したとしても次に出したとしても、このOECD先進国並みといふこの文言がある限りは承諾できないといふのが、今、様々反対のほうの意見を言われた方の主旨でしょうかといふことを確認したいと思います。

◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。

◆玉木裕一委員 坂根委員、すごいOECD先進国並みの説明をしていただきました。それで、私自身は、納得はしていますんで、その意見書のほうにもう少しちょっと手心を加えていただいて、分かりやすくしていただけるのであれば、もちろんこういうことは継続して後回しにせず、少しでも早く国に要望するといふのは大切なことだと思うので、そう思います。意見書をもう少し分かりやすくしていただければ、ぱっと見ても分かりやすいのかなと、自分自身ではOECD先進国並みといふことが今とても分かりやすく教えていただいたんで納得をしています。以上です。

◆星見健蔵委員長 どうですか。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この、毛利さんあれですね、採択してから、採択のこの意見書提出のときに修正が多少できるということでしょう。その辺ですかね。

◆星見健蔵委員長 はい。

○毛利 元局長補佐 それでは事務局から今の御質問に対してお答えをします。当然ながら請願の審査については請願に書いてある事項、要は文章に対して賛成か反対かといふこと、その中身が正しいかどうか理解をした上で賛成か反対かする。その結果、じゃあ、その意見書はどうなるのかといふような御質問であろうと思います。それで、ただ、この意見書を書くパターンも2種類ありまして、例えば請願の内容に別添意見書の内容のとおり出してくれといふ請願が出てくるパターンもございます。そういった場合は当然別添のとおりといふ意見書の内容を基にということですので、請願者がその内容を100%望んでおられますので、もし議会として採択をした場合は、その別添のとおりといふ意見書の内容を本会議に対して上げるということになります。

ただし、中には今回のケースのように意見書案ということで、いわゆる請願のこの文章の内容に基づいて、これと同じような主旨のものを出してほしいといふ場合は、じゃあ、全く修正ができないかどうかといふことはないといふことが言えます。ただ、これについては御議論が

ございまして、当然請願を取った以上、例えば請願の項目が5つあったと仮定しますと、その請願者に対して勝手に例えば請願内容2個落として、じゃあ、意見書を上げることができるかどうかということについては、議員さんの中にはやっぱり請願を取った以上、その思いをそのまま伝えるべきだという方もいらっしゃいますし、もう一方で修正を述べられる方の中には、そうは言っても議会としての現状を踏まえて意見書の文章を変えて上げるべきだというような御意見もございまして。

それで、中身を請願の本文と例えば違う意見書を上げた場合、当然そこら辺は説明をね、請願者に説明ができるようにされた上で上げるということができると思っていますので、今申し上げたとおり絶対に文章を変えることはできんということがありませんけれども、請願の意見書については変えてやるべきだという御意見と、それからやっぱり請願者の意見を酌んでそのまますべきだという意見がございまして、これはそれぞれの議員さんの中で考えていただいて判断をしていただかざるを得んことかなというふうに思います。以上です。

◆**星見健蔵委員長** いわゆる提出者の願意をあくまでも尊重をするということが基本だというふうに思っております。そういった中で、この文面で結論を出すということ、これは次の9月議会に延ばす、それで、その紹介議員さんもおられるわけで、提出者の方とその間に話をされて改めて取り下げてから出し直すという形もあるのかなというふうに思うわけですが、どうでしょうか。はい、西村委員。

◆**西村紳一郎委員** 議論は尽くしたと思うんで、私はこの文面審査ということで、採決すべきだと思います。2月定例会で物価高騰に見合う年金の引き上げの陳情の際にも、ぐちゃぐちゃになって、こう願意が当初の願意と変わってきて、結果採択したような経過があります。そのことについては、代表者会でも議運でも紹介されて文面審査、基本に戻って注意しましょうねということで、反省をした経過がございまして、今回はこの文面審査で採決したらというふうに考えております。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、はい、谷口委員。

◆**谷口明子委員** 今、西村委員がおっしゃられたように、私もその2月の定例会のその委員会で物価高騰に対する請願書をかなり文章を変更して提出した後に、いろいろ意見があったことの反省はとてもありまして、この文面審査すべきかと思っております。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、玉木委員。

◆**玉木裕一委員** はい。文面審査はそれが前提なんでしょうけれども、これをぱっと見たときにOECD先進国並みの配置基準と言われても、え、どうなんそれって思う人も多いと思うので、この意見書のほうにそういった例えばぱっとOECD先進国はこうですよと、そういったところを入れていただければ十分僕は納得できます。

◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** だから、そういうことは玉木委員に、その文面は意見書をどうするかというのは通ってからの話で、私は、まずはこの出された中身をやっぱりきちんとどう審議していくのかっていうことで、審議を尽くしたと言われるんですけど、私が言うのもおかしいのかな、紹介議員さんのもう一遍意見を聞かせていただいて、それで、今日結論を出すのかどうかという

のを私は決めたいなと思いますけど。

◆星見健蔵委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。簡単ですけれども、今回のこの第4号で出しとる請願の主旨のこの文面ですね、ここも皆さんに読んでいただいたと思うんですが、この内容でいけないところがありますでしょうか。まず初め、今から言ってもなんですが、この請願主旨でうたってるところでここはどうだというのがありましたら、聞かせていただきたいと思います。まず、この請願主旨に賛同していただけるかどうかを聞かせていただきたいと思います。

◆星見健蔵委員長 いやいや、この主旨に沿って今までずっと議論してきたわけですから。

◆秋山智博委員 したがって、じゃあ、この主旨については賛同ということでもいいんですか。あるいはこの主旨が駄目だということというふうに受け止めておけばいいんですか。

◆星見健蔵委員長 玉木委員。

◆玉木裕一委員 賛同しています。はい。

◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 秋山委員が言われたように、請願主旨のところで、間違った現状を表していることは私もないと思いますし、改善しなければいけないことだというふうに思います。なので、私の気持ちはそうなんです。はい。

◆星見健蔵委員長 そのほか、御意見、それではいろいろと皆さんのほうで御意見等も、もう出尽くしたんじゃないかなというふうに思っております。それで、今後どうするかというところでありますが、岩永委員さんのほうから継続審査を要請をされましたし、それから西村委員さんのほうは、この文面で結論を出すべきだという御意見も出ておりますが、その辺、その継続にするかどうかというところをまず皆さんの御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。継続審査について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい、1名ということですね。はい。それでは否決されました。ということで、本日結論を出すということにいきたいというふうに思います。それではこの件に質疑は出尽くしたというふうに思っておりますので、ここで質疑は終了をしたいと思います。次に討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。保育の現場も大変だという事態の根源は配置基準の改善だというふうに言われているこの請願の中身には、これまで2回の請願を採決してきた、それもみんな配置基準の改善ということでした。やっぱりその願いを実現させなければいけないというふうに思いますので賛成します。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。国も4月にこども家庭庁を創設しました。本市も専任部署が開設になりました。やはりこれからということでございます。配置基準の見直しも含めて、国のほうも動いている状況ですので、この国の状況を見守りたいというのが現在の考えです。

◆星見健蔵委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。執行部のほうから資料作っていただいて、ゼロ歳児の配置状況も鳥取市

は優れとる、進んだる状況でございます。また、3歳児、4歳児、5歳児も、4歳、5歳児、年中年長の分も30対1から今現在、政府のほうも3月31日のほうに公表してる少子化対策のたたき台で、30対1から25対1へと改善とか、1歳児や4歳児、その1歳児は6対1から5対1とかいろいろ検討されてる処遇改善についても、その辺も含みまして、非常にこの問題について鳥取市の状況も踏まえて、特にこの提出は必要でないではないかと、賛同できないという考えであります。また、先ほど出ました請願の語句で、いろいろあっちこちちょっと交ざった感じのこの際、（視聴不能）の請願をとということがありますので、もうちょっと具体性に欠けるというのがございます。それで反対いたします。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 鳥取市の現状ですが、まず、その他職員というところがかなり多くあります。実際、国の基準そして鳥取市もより手厚くというふうに思ってそれぞれ加配はしておりますけれど、加えてはおりますけれど、そして、またその他職員、これ実数ですから常勤に換算すると0.何ぼになるところもあるというようなこんなお話もあったように、本当に足りていないというのが現状です。そして市報等を見ていただいたら分かるように、短時間であるとか含めて保育士の募集が常にされている。こんなことから見てもやはり保育士が足りないというのは鳥取市に取っても現状だというこの認識を持っております。それで、実際、鳥取市が本当は常勤でも増やしたいという思いがあるかもしれませんけれど、やはり国の配置基準を、じゃあ、鳥取市が独自にということになると、今度は独自予算がかなり必要になってくるというところで踏み込めない状況となると、この国の配置基準を変えて公定価格を増やしていくと、こういうことでないと課題解決に向けてということに進まないのではないかと。だからこそ毎回のようこの請願が出されている。それで、今回もその旨が大きな主旨だということでもあります。

そういった意味でいきますと、私はぜひ、紹介議員でもありますが、この主旨を酌んでいただいて皆さんが賛成に回っていただくことをお願いをしたいと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。この請願の主旨に書いてある文面を引用しますが、この近年ですね、公立、私立にかかわらず保育施設において子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。適切な配置基準に改善することと併せて、安心して働き続けることができる処遇に速やかに改善することが必要と思いますので今回の請願に賛成をします。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で討論を終結します。それではこれより令和5年請願第4号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願を採決します。本請願に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手多数です。よって、本請願は採択することに決定しました。なお、本請願は意見書の提出を求めるものですので、委員会提出議案として意見書を提出することになります。意見案が請願者から提出されておりますが、文案、提出先について御意見ございますか。意見書について御意見等ございませんか。はい、坂根委員。

◆**坂根政代委員** 今、事務局から配っていただいた資料に基づいて意見を述べさせていただきたいと思います。まず、子どもという表記の問題なんですけど、今、国でもこどもとひらがなで明記をするというふうによくのものがなっておりますので、国のほうの使い方というか、そういったところに合わせてやったらどうかなというのが、私の意見です。

◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** さっきから出ていた請願項目の保育施設の配置基準をOECD先進国並みのっていうのは、このままでいいですかね。より具体的にするのかとか、先進国目指してとか。

◆**星見健蔵委員長** ちょっと最初に坂根委員さんが言われた子どもの表記の仕方ですが、事務局のほうでちょっと。

○**毛利 元局長補佐** まず、御説明をさせていただきます。今先ほど、事務局のほうから横線で修正をさせていただいたものがございます。それで、本来いわゆるこの表記、議会の表記といえますのは、国会の会議録のルールに基づいて、我々議会側の意見書もつくられてきております。それで、したがって、標準用字用例といたしまして、国の国会のいわば表記になりますけれども、これに基づいて意見書なり、あるいは会議録は100%の表記、この表記に基づいてつくられております。それで、当然それに基づいて議会に関する当然、議会の例えば文章もそれぞれ統一的なルールが必要でございますので、それについては意見書もそれに準じた格好で出させていただきます。会議録上はどのような発言をしようとも、こどもは漢字の子供です。それからなにもものなにもものは何者という漢字になりますし、それから一人一人も漢字で表記になります。そういったような表記に基づいて一旦この案の中ではそういったようなルールの基で直ささせていただいたところであります。

ただ、意見書を、じゃあ、絶対会議録の表記に絶対合わせにやいけんかということ、なかなかどうしても意図的にどうしてもしたいということであれば、どうしようもないですけども、ただ、少なくとも会議録の表記については、漢字の子供とはなりますけども、意見書については多少なり議論の余地はちょっとあるのかなというふうに考えております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員、今の事務局の説明をについて、はい、坂根委員。

◆**坂根政代委員** 説明は理解ができました。ただ、前回、私、今、ひらがなでってお話をしたんですが、前回出したときには子は漢字で、どもはひらがなで意見書は出ささせていただいたと思います。

◆**星見健蔵委員長** この件について皆さんのほうでどうでしょうかね。玉木委員。

◆**玉木裕一委員** 私も子供のどもはひらがなのほうがいいかなと思います。

◆**星見健蔵委員長** よろしいですか、ひらがなで、どもということ。では、はい、玉木委員。

◆**玉木裕一委員** 先進国並みのところどうしたほうがいいんですかね。

◆**星見健蔵委員長** だけ、ちょっとこっち、1つずつ片付けましょうか。こどものどもは、坂根委員が言われたひらがな、どもをとということにしたほうがいいじゃないかということで、事務局のほうからも説明をいただきました。それを踏まえて皆さんがやっぱり意見書はそういうひらがなでいったほうがいいじゃないかということであれば、それでいいと思います。よろしいですか。じゃあ、それで行かさせていただきます。次に岩永委員さんの御意見とのOECDのと

ころですね、それについて玉木委員どうぞ。

- ◆玉木裕一委員 これ書き方も先進国並みと、1のほうがOECD先進国並みと2つに分かれていますし、これを統一することと、少しだけでも、もう少し具体的にでも何か数字でも入れられたほうが分かりやすいのかなとは思いますが。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

- ◆星見健蔵委員長 はい、それでは、ちょっと休憩いたします。

午後0時58分 休憩

午後0時59分 再開

- ◆星見健蔵委員長 はい、再開します。ということでございましたが、基本的には趣旨とそれと請願事項、ここの部分だと思います。それで、1のその部分の中身が趣旨の中にほとんど生かされていないんですね、請願事項で上げられてはおるんだけど、その辺が結局一番問題になっておるわけで、そのOECD、じゃあ、OECDの基準はどうなんだというようなところが日本の国内の基準とどの程度の開きがあるんだ、こういった部分が説明の趣旨に入れてあったら何らどうのこうの問題はなかったと思うんですけども、その部分が賛否別れとるところだというふうに私は思っております。

それで、あくまでも、先ほども言いましたけども、提出者の願意を尊重するということがあくまでも基本なんで、がらっと変わるような表示の仕方というのは私も前回代表者会でお叱りを受けておりますし、この意見書をがらっと変わるような文面にはしっちゃあだめだということをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。この文面でいいということであればそれでいいですし、坂根委員。

- ◆坂根政代委員 今回の委員長のちょっと発言で、もう少し質問をしたいと思うんですが、例えばこの意見書の中の最後の行がありますよね、事項ではなくって。保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべくというこういう行がありますね、事項の。ここを膨らませるということは可能なんでしょうか。とすれば、もし可能であればそこを膨らませることによって下の事項に生きてくればいいという理解をしたんですが、どうなんでしょうか。

- ◆星見健蔵委員長 1行も2行も増やすということになればちょっとね、また、問題になると思いますが、何字か増やして表現を出していくというようなことであれば、問題ないじゃないかなと私は思いますが、坂根委員、例えばでちょっと言う言葉を。

- ◆坂根政代委員 ごめんなさい。今、対案がないんで、あんまり対案もないのにしゃべっても困るし、しっかりした文章なり言葉があればいいですけど。

- ◆星見健蔵委員長 じゃあ、時間がこうやって1時になってしまって、職員さんに申し訳ない姿なんで、一旦中座をさせていただいてその間にどういう文言にしたらいいかということを出していただいて、それから決定していくということにしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。じゃあ、中座をさせていただきたいと思います。再開は1時間後の2時ということで、すみません。本当です。ありがとうございました。じゃあ、中座をします。

午後1時0分 休憩

午後2時0分 再開

- ◆**星見健蔵委員長** よろしいでしょうか。全員そろわれたようですので福祉保健委員会を再開いたします。午前中から請願審査について皆さんに御協議いただいております。この意見書、これを提出ということになっております。それで、この意見書を修正をすべきところがあるとか、皆さんの御意見をお聞かせをいただきたいと思っております。ございませんでしょうか。はい、坂根委員。
- ◆**坂根政代委員** 意見書の関係でちょっと2案あるんですが、1案はあんまり変えたらいけないということだったんで、上の意見書の文面のほうの関係ですが、文面の下から2行目、保育士の保育施設配置基準を少なくともOECD先進国並みのという、下の事項にはOECDが入っているのにここに入っていないので、これを挿入するというのが1案です。もう1つはちょっと文章的になっちゃうのでいかがかというふうに思われ方があるかもしれませんが、もう1例は保育士の保育施設配置基準はOECD先進国の配置基準を大きく下回っています。子どもの成長発達に合わせ、少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべきと、ちょっと注釈を入れた文章的なものを挿入するのか、ちょっと2案を提案したいと思っております。はい。
- ◆**星見健蔵委員長** はい、ただいまの坂根委員さんのほうから提案がございました。委員の皆様そのほかの御意見等は含めて、はい、岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** 坂根委員さんが2案出された最初のほうの案なんですけど、私はそれに保育士の保育施設配置基準は少なくとも、日本より進んでいるOECD先進国並みの、このOECD先進国並みでは分らんという話が今まで出てきたので、日本より進んでいるOECD先進国並みのっていうふうにすると、いろいろあるけど、日本より進んでるところを基準にするんだなっていうことが分かるのでいかがでしょうか。
- ◆**星見健蔵委員長** はい、そのほかの方ではどうでしょうか。今、坂根委員さんのほうからの案が2つありましたし、岩永委員さんのほうからその後1つ提案がございました。いかがでしょうか。はい、坂根委員。
- ◆**坂根政代委員** 岩永委員のほうがすっきりしているので、そちらでいいです。はい。
- ◆**星見健蔵委員長** 保育士の保育施設配置基準を少なくとも、日本より進んでいるOECD先進国並みの配置基準に改善すべきということなんですね。それ以外の方はよろしいですか。じゃあ、そういうことに決定をさしていただきたいというふうに思います。それでは以上で請願審査を終了いたします。

その他

令和5年度議会報告会・意見交換会について

- ◆**星見健蔵委員長** それでは引き続きその他ということで、令和5年度議会報告会・意見交換会についてに入ります。委員の皆様から本委員会のサブテーマにつき御意見をいただきたいとい

うふうに思います。前回例示をさせていただいておるというふうに思います。そのなかからでもいいですし、皆さんのほうでこういうテーマにしたらどんなだろうかというようなことがもしあれば、お聞かせいただければというふうに思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

◆**坂根政代委員** テーマでR4年が食と健康づくり、鳥取市子ども未来応援計画についてというふうになってるんですね、それで、例えば鳥取市子ども未来応援計画についてということであると、実際ちょっとどんな感じで進めるのかなと思っの質問なんです、例えば担当課が来て質問をして具体的に意見交換をしながら、例えば議員としてもこう思う、ああ思う、福祉保健委員会なり議会としてはこんなことを議論してきたというようなことを意見交換するものなのかどうなのか。それでもう1つは、この未来応援計画が、たまたま令和3年につくられて令和4年がスタートになった計画だったので、ここに盛り込まれたと思うんですけど、どうなんでしょうか。ちょっと教えてください。

◆**星見健蔵委員長** では、

◆**西村紳一郎委員** ちょっと。

◆**星見健蔵委員長** じゃあ、前でいくと。

◆**坂根政代委員** すみません。

◆**西村紳一郎委員** はい。私、広報委員長だったんで、これまとめたときに、出席者及び議員の方に共通認識ということで、ペーパーでこの鳥取市の未来応援計画を示して、どういうことを討論、意見交換したらいいのかということを出した経過がございますので、その内容を知っていただいて事前に、その中から意見交換していただくということで、これをした経過を覚えています。

◆**星見健蔵委員長** これまでのいきさつでは、あくまでも参加者と、それと議員です。それで、各担当課が加わって答弁したりとか、質問に答えたりっていうことは一切ありません。それで、そのグループごとの討議で、その中で答えれることは議員さんで答えていただければいいんですけども、分からんことがあるわけですよ。これは後日、担当課のほうに聞き取りをして、それで答弁、返ささせていただくというような格好になると思います。はい、岩永さんどうぞ。

◆**岩永安子委員** 去年は結局、テーマを決めたけれど、実施してないので、去年の食と健康づくりというテーマは1つ使ったらいんじゃないかなって思います。それでもう1つの、子どもの未来応援計画ということになると、分かっている人は分かっているけど、分からんもんは、そのテーマを表題されてもどういう中身かいなって、さっき言われた中身の説明から入らんといけないので、子どもの未来応援計画の中には、地域食堂の居場所づくりとか、それから貧困家庭の自立支援だとか、いろんな生まれたときからのずっと子供に対する支援の施策が含まれてるんですけど、根っこにあるのはやっぱり貧困問題やら、それを何とかしないといけないなという思いがあるんだろうとは思いますが、私は子供の居場所づくり、こども食堂だったり、それから放課後児童クラブだったり、子供が安心しておれる居場所づくりっていうのは、今とっても求められてるんじゃないのかなというふう思うので、子どもの居場所づくりというテーマだと、ちょっと話が想像できて参加しやすいのではないのかなと思ったりして、食と健康づくりと2つを提案します。

- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 これはどんな年齢層の方々が来られるんでしょうかね。質問です。
- ◆星見健蔵委員長 谷口委員、分かっと思いますかいな、参集範囲は。
- ◆谷口明子委員 参集範囲。
- ◆星見健蔵委員長 うん。参集の対象。はい、ちょっと。
- ◆西村紳一郎委員 令和3年は学生、大学生から70代まで幅広い層の御参加いただきました。
- ◆星見健蔵委員長 はい、谷口さん。
- ◆谷口明子委員 どうも失礼しました。特に募集対象としては決めてないというか、鳥取市に居住している者及び鳥取市に通勤又は通学している者30名程度、先着順というふうになってるので、希望されればどんな年代の方でも参加できるかと思うので、どういった方が集まられるのかっていうのは、こちらで指定してるわけじゃないので分からないですね。
- ◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 はい。ありがとうございます。でも、往々にして政治や役所に、行政に関心がある人は高齢者が多いのかなとか勝手に思ってしまったんで、私も去年かな、参加申込みしましたが、中止になったんであれですけどね。ありがとうございます。
- ◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。はい、寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 ここの福祉保健委員会というのは市立病院と健康こども部ですよ、それと福祉部と。その中で分野を分けてテーマを1つずつしたほうがというのが、偏りが無いんで、子育て支援ばかりに、そういうことがあるもんで。内容をできれば、市立病院なかなか難しいかも分かりませんのでね、そういう健康づくりで前出た分で、市立病院も絡むんで。それで、福祉部の部分と健康こども部と、この2つの分野で取り組もうということで、この令和4年度テーマを決めていましてね、たまたまコロナで中止になりましたけど、そういう流れで来たもんですね。
- ◆星見健蔵委員長 具体的にこういうテーマがいいというようなことがあれば、今、岩永さんのほうから2点、食と健康づくりと子どもの居場所づくりと、これだけ福祉と健康こども部ということに分け、と思うんですわ。両方に、どっちにも関係するところではあるけどね、その辺は。高齢者も子どもに対しても。
- ◆星見健蔵委員長 はい。
- ◆寺坂寛夫委員 こども食堂というのが人権のほうに、人権推進部になったりして、総務企画のほうの分野になる、どの程度、ちょっと向こうの具合分かりませんが、担当は人権政策課のほうだな。
- ◆星見健蔵委員長 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 男性の育児参加について。
- ◆星見健蔵委員長 これはどこの担当になるですかいな。総務企画じゃないか。
- ◆西村紳一郎委員 総務かいな。それは育休のことだ。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、総務でしょ。総務企画。
- ◆西村紳一郎委員 総務か。

- ◆星見健蔵委員長 だけ、言やあ、少子化対策とかな、今一番の問題。
- ◆西村紳一郎委員 そりゃあ、少子化対策。
- ◆星見健蔵委員長 その中でもやっぱり、
- ◆西村紳一郎委員 幅広いで。
- ◆星見健蔵委員長 さあ、だけ、子どもの支援もそうだし、どうしたら子どもを増やすことができるかというようなことも、ざっくり言えば大きなけども、このたび県が特別委員会つくったでしょ。
- ◆坂根政代委員 つくりましたね。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、本当に人口が鳥取県は4,000も5,000も1年に減つとる。鳥取市はそこまでは減ってないようなけども、でも、800も1,000も毎年減つとるという状況で、それを増やしていくために、もう今から取り組んでも何十年後で結果が出るという話だけね。だけ、そういうところも重要なことかなと思ったりもするですけどね、テーマですけね。はい、谷口委員。
- ◆谷口明子委員 確かに少子化対策はとても大切で、思いますけど、これほど議論一生懸命先ほどさせてもらって、保育所の保育士確保について意見を聞きたいなって思ったりはしました。はい。
- ◆星見健蔵委員長 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 私も少子化問題というのは賛成です。それで、その中に、例えば皆さんの意見を少子化について聞くということもあれば、例えば保育、その保育士の問題もあれば、もう1つ、今、鳥取市が、全国的にそうですけれど、令和6年から子ども家庭センター、妊産婦期からの切れ目ない支援というやつがあるじゃないですか。何かそんなことでね、ちょっと思うことの意見交換が、その少子化という中でちょっと語られるといいのかなと、そんな感じしました。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、それぞれね、やっぱりざっくり少子化対策といっても、それに対する対策って、いろんなことがあります。だけ、そういう意見を、どうしたら子どもを産み育てやすいのか、子どもを増やしていけるのかということがね、それはもう意見を、市民の皆さんからの意見をいただいて、それに議会として今後取り組んでいける部分があれば、力を注いでいくというようなことで、やっぱり話を聞くちゅうことは大事なことでね。はい、谷口委員。
- ◆谷口明子委員 すみません。今年のテーマの鳥取市子ども未来応援計画についてということで、その未来応援計画の中に、学ぶ意欲を育む環境づくりということで、保育とか、学校とか、家庭教育とかありますし、また、健やかに暮らす基盤づくりということで、妊娠期から切れ目ない支援とか、地域食堂のこととか、生活困窮者の方とかありますし、また、安定した暮らしを築く環境づくりということで、結婚するためにも職業、生活の安定に向けた支援とか、就労への経済支援とかありますし、あと、暮らしを支える経済的支援とネットワークづくりということで、子育てに関する経済的負担の軽減とか、ひとり親家庭の支援とかありますので、やはりこのテーマだと今のお話が全て包括して話し合えるかなとは思いますが、ただ、大きく

なるんでどうかなと思ったり、あと、その子ども未来応援計画について、まず知っていただいて集まってもらうようにしてもらわないと議論にならないと思うので、その周知っていうか、一読でもしていただいて考えていただいて参加してもらえようようなことができたらなって思います。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 谷口委員のおっしゃるとおりだとは思いますが、未来応援計画を読んで出てこないって難しいです、はっきり言って。概要版もあるけれど、概要版も結構あるんですよ。それで、この仕事に、こういうやっぱり児童福祉に関わってる人っていうのは、結構そういう概要版読んだりとか、必ず事務所にはこういったものが配備されていて読むようにはしてるんですけど。それで、もう1つは、やはり未来計画をつくる時には、いろんな総務部関係だとか、教育委員会関係だとか、みんなが集まってつくってるというところがあって、やはりちょっと幅が広いかなと。その中でもやっぱり絞ったやつにしないと話がなかなかだなどというふうに思いました。

それで、私がちょっと今、伝えたかったことは、その中でも例えば福祉保健部の関係に関わること、寺坂委員が言われたように、うちの委員会はやはりそこに関わることを中心的なことだったので、その未来計画という大きな中身じゃなくても、未来計画の中にあるこれとこれとをちょっと話してみようみたいな形の提案型のほうがいいかもしれないなと思いました。はい。ただ、ごめんなさい。違うな思って。

◆星見健蔵委員長 どうでしょうか。今日決めてしまうか、何かこれから皆さんが考えていただいて。

◆西村紳一郎委員 だけど、募集するだけど、

◆寺坂寛夫委員 内容せないけんからね。何かあれですかね。この前視察行ってまとめたのは認知症対策やらね、あれだったけど、もう1つ、認知症対策、健康づくりみたいなことも何か集まりやすいかなと、抱えておられる方とか、高齢者やあを。課題とかいろいろ何か。

◆西村紳一郎委員 それにしよういな、認知症を。

◆寺坂寛夫委員 もう1本はね、もう1本、子どもと高齢者。

◆星見健蔵委員長 フレイル予防な、食と健康とか、認知も全て関わってくることになるだけ。

◆寺坂寛夫委員 予防策みたいな感じの取組対策やね、実際。それと子育てのその辺と。少子化対策2本で。

◆星見健蔵委員長 福祉の関係が認知症、それで、子どものほうは谷口さんが言っておられた未来応援計画にいろいろあると思うんだけどという話だったけど、だけ、それを、どんなでしような、具体的に何っていうことが。

◆西村紳一郎委員 令和3年には、あれ、放課後児童クラブをテーマにしたけど、ミニファーム作って。

◆星見健蔵委員長 それは文教経済だったな、放課後児童クラブは。教育委員会のほうだけ。

◆寺坂寛夫委員 そうそう、そうそう。

◆星見健蔵委員長 だけ、令和3年は、福祉保健は育児保育の充実について、それから保健医療

の充実についてということだ。はい、岩永委員。

- ◆岩永安子委員 子ども未来応援計画の何とあって、さっき少子化対策、認知症対策と少子化対策、対策ばかりいらんけど、対策はいらんけど、認知症についてと少子化、少子化、これは何っていったらいいんだ。何っていったらいいんだ。
- ◆玉木裕一委員 絞ると難しいしね。広く言っているわけなんです。
- ◆星見健蔵委員長 少子化について。
- ◆岩永安子委員 少子化について、少子化について、少子化について。
- ◆坂根政代委員 少子化問題。
- ◆西村紳一郎委員 少子化対策だな。
- ◆岩永安子委員 少子化問題。
- ◆坂根政代委員 少子化問題について。
- ◆星見健蔵委員長 少子化問題か。
- ◆岩永安子委員 少子化問題について。この2つでいいんじゃないですか。
- ◆星見健蔵委員長 少子化問題。
- ◆岩永安子委員 うん。つまり子どもを抱えて、あるいは子どもを育てる、子どもを迎える。そういう問題についてと、高齢期問題である認知症について。
- ◆星見健蔵委員長 認知症について。
- ◆西村紳一郎委員 ごっつい多いだらあ。
- ◆岩永安子委員 2つでいかがでしょうか。
- ◆星見健蔵委員長 はい、今、岩永委員さんのほうから福祉の関係では認知症について、それから子どもの関係では少子化問題ということで、どんなでしょうか、皆さん。
- ◆西村紳一郎委員 はい。ええです。
- ◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 はい。これは担当委員会で分けるんでしょうかね、子ども担当のほうと福祉担当のほうで。
- ◆星見健蔵委員長 いや、テーブル分ける。
- ◆玉木裕一委員 もうテーブル分けると言ったときに、その2つについてするんですか、そのの。
- ◆星見健蔵委員長 テーマにして、それをテーマにして。
- ◆玉木裕一委員 テーマにして、なるほど。はい。ありがとうございます。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、ほかのことは議論せんけえね。これはこの課題についてという。
- ◆玉木裕一委員 はい。
- ◆星見健蔵委員長 どんなでしょうか、皆さん。
- ◆西村紳一郎委員 はい。
- ◆寺坂寛夫委員 いいでしょうね。
- ◆星見健蔵委員長 いいですか。
- ◆寺坂寛夫委員 対策を相手のを控えないけんちゅうわけでもない。執行部の人に聞き取ったりして、話し合うということで、課題とかのね。

- ◆星見健蔵委員長 だけ、問題を出してもらって、それを対策として講じることができりゃあ、一番ええわけですけえね。こういう意見が出りましたということで各担当課に。
- ◆寺坂寛夫委員 まとめて出す。
- ◆星見健蔵委員長 まとめて出すということなんで、よろしいですか。
- ◆坂根政代委員 はい。
- ◆星見健蔵委員長 じゃあ、福祉保健委員会のテーマとしては少子化問題と認知症についてということで行きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

令和5年度福祉保健委員会行政視察報告について

- ◆星見健蔵委員長 それと、皆さんにお配りしておると思います。視察報告書、皆さんのほうにお配りさせていただいております視察報告書、これを事務局のほうでまとめていただいております、このような内容になっております。皆さんが目は通していただいておりますというふうに思いますが、何か気づかれた点とか、字句の点とか、問題点が、何かお気づきの点があれば。
- ◆坂根政代委員 これ、これくらいの分量しか。
- ◆星見健蔵委員長 そうじゃなしに。この報告書、視察の。2枚物でお配りしておるこの内容です。
- ◆西村紳一郎委員 これ、ホームページにアップされる分だけ。検証してください。
- ◆星見健蔵委員長 障害者千五百人雇用事業についてと認知症施策について、それから保育士確保の取組についてということで、3つの行政視察をさせていただいた、その皆さんから報告書が出されとる中から抜き取って、それぞれ、皆さんの出されとる意見を。それでまとめさせてもらっておるのがこの内容です。どんなでしょうかな。よろしいですか。
- ◆西村紳一郎委員 意見を聞いてね、最終的には委員長、副委員長に一任してもらって。
- ◆星見健蔵委員長 私は別に問題ないなというふうに見ておりますけども。皆さんのほうで気づかれたところがあれば、これ、皆さんがそれぞれ提出されとる中から抜き出して、抜き取っておられるんで、私が人のことどうのこうの、内容をどうのこうの言うこともないですし、よければこれで議長のほうに提出させていただくということにしたいと思いますが、どんなでしょう、よろしいかな。
- ◆寺坂寛夫委員 はい。
- ◆玉木裕一委員 はい。
- ◆岩永安子委員 気がついたらまた言わせていただきます。
- ◆星見健蔵委員長 はい。事務局さんのほうに言っていただいて、最終的に私と秋山さんのほうで議長のほうに提出をさせていただくということにします。それと次に視察報告の議会だよりの原稿についてということで、この写真入り一枚物があると思います。この内容について、前回、委員長、副委員長に一任をいただくということにさせていただきまして、議会事務局のほうでまとめていただいたこれが文章になっております。それと、それに写真を1枚掲載するというので、御坊市の視察先での1枚を掲載させていただきたいということにしております。まず、文面のほうはいかがでしょうかな。よろしいでしょうかな、これで。この。

- ◆坂根政代委員 1か所だけ。すみません。
- ◆星見健蔵委員長 はい。
- ◆坂根政代委員 ちょっと1か所気になったのが3行目の最後なんです、ともに認知症希望大使を持つ、持つというかな、これ大丈夫ですか、皆さん。
- ◆星見健蔵委員長 大使をつくつとるちゅう話だがな。
- ◆坂根政代委員 うん、そうそうそう。だけ、持つというんだろうかみたいな。
- ◆西村紳一郎委員 任命か。任命しているか。
- ◆坂根政代委員 そうですね。ちょっとこの言葉自身がちょっと持つという言葉自身が気になったところです。ここがちょっと。
- ◆星見健蔵委員長 どんなでしょうかな、事務局さん、何ぞ、もうちょっとええ表現がありゃあ。
- ◆西村紳一郎委員 いや、本市も2人な、認知症希望大使、任命しとるやつ、御坊市もそうだった。
- ◆星見健蔵委員長 はい。はい、植田次長。
- 植田光一事務局次長 はい。おっしゃるように、皆さんで話し合っ、ここを任命するというものであれば、そのように直させていただいて、あと、ちょっと字数の制限もあるものですからちょっと割とちょっと文字が詰め気味にしている関係でちょっとここは。
- ◆坂根政代委員 まだ任命のほうがいいですね、持つよりは。
- ◆星見健蔵委員長 大使を任命するなどということですか。持つっていうのはちょっと、そうですね。そのほかよろしいですか。事務局さんそのように任命ということでお願いします。じゃあ、この文面でそこだけ修正させていただいて、これもう、掲載させていただくということにしたいというふうに思います。それではもう大体以上で終わりました。皆さんのほうで、はい、事務局さん、はい、毛利さん。
- 毛利 元局長補佐 最終確認をお願いしたいと思います。はい。
- ◆星見健蔵委員長 はい、毛利さん。
- 毛利 元局長補佐 それでは委員会提出議案の最終確認をお願いしたいと思います。1、まず、提出者ですけども、委員会提出議案ということですので星見委員長ということになります。それでめくっていただきまして、めくっていただきましたところが意見書の中身でございます。それで、先ほど御議論があったとおり、1、2、3の上のところの2行目ですね、こちらについては保育士の保育施設配置基準を日本より進んでいるOECD先進国並みの配置基準に改善すべくということ御議論がありましたので、そのように訂正をさせていただきました。
- それで、あと、整文には表記の関係ですけれども、子供は基本的に子どもとすると。後の部分については用字用例に基づいて修正をするというようなものでございます。これをちょっと御確認いただいて、了ということであれば、議会運営委員会にかけさせていただくことになると思われま。それでは御確認お願いいたします。
- ◆星見健蔵委員長 ただいま事務局のほうから報告をいただきました。こういう方向に意見書を修正して提出をさせていただくことにしたいと思います。この件について、皆さんのほうで、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**星見健蔵委員長** はい、じゃあ、そのように決定をさせていただきます。皆さんのほうでそれ以外に何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは以上で福祉保健委員会を終了します。大変お疲れさまでした。

午後2時32分 閉会

令和5年6月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、請願・陳情審査)

日 時：令和5年6月30日(金)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

福 祉 部 (10:00～)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第65号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第87号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

健康こども部 (福祉部終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第65号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第87号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

2 請願・陳情【質疑・討論・採決】

<請願(新規)>

- ・ 令和5年請願第4号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願

その他（健康こども部終了後）

- ・ 令和5年度議会報告会・意見交換会について
- ・ 令和5年度福祉保健委員会行政視察報告について